

1

○竹田四郎君　竹下太蔵大臣は前にも太蔵大臣をおやりになつて、しかも大臣になる前には自民黨の幹事長代理というような職務をお持ちになつてゐたわけでありますから、ただ単に太蔵大臣におなりになつた方とは違つて、いろいろな責任の問題、あるいは今までとの連続、継続的な問題、こういう問題ではなかり責任がおありだと、こういうふうに私は思いますけれども、その辺は、太蔵大臣はここで就任されて前との関連でどんなふうにいまお考えになつておりますか。

○國務大臣(竹下登君) これは五十四年、五十五年がいささかでも状態のいい決算をやることができましたのは、結局ある意味においては、五十年代における公債の増發というものが景氣の下支えをして、それが財政にはね返つたものであって、その限界がすでに五十五年には来ておつたのではないかというふうに考えますことが一つ。それと、その後における不透明、なかんずく国際経済の停滞といふもの、それに伴いますところのわが国へのいわゆる外需の落ち込み、そして米

の高金利、さらには円安の加速というようなことが、予想外の財政運営上に税収不足というものをもたらしたのではないか、こういう印象を持つております。

と、まるで私は責任がない、全部外国が悪いんだ、
OECDもそういやないかということを言わんばかりの
やうな言い方なんです。

税収欠陥は二兆幾らでしたね、今度は六兆ですね。これは「一体どういうことなんですか。五十六年度に二兆出したならば、五十七年度は当然対応するべきだ」といふ事でござります。

て修正をせざるを得ないでしよう。一体五十六年度の経済成長率は実質で幾らだったんですか、五十七年度の実質見込みは幾らですか。そう変わりがないでしよう。それなのに税収欠陥が二・五倍ぐら

らしいも大きくなると、いうのは、国際的な問題だけじゃないでしょ。国際的な問題だ

と物すごく低くなっているんじゃないんです。それも急激になつたわけじゃないんですよ。そういう点は一体どこから出てきたんですか。

去年の新聞等によりますと、いわゆる当時の財政政策の基本である増税なき財政再建だとか、あるいは五十九年の赤字国債脱却、こういうことのために、むしろ五十七年度の経済成長率を企画庁

ないんですか。五十七年度における六兆にも及び大幅な税役欠陥というものを招いた原因はむしろそこじゃないですか。それについては、當時そういうことを言つたのは竹下さんじやないでしようけれども、ここにほかにおられる局長連中がそういう動きを盛んにしたんだろうと私は思う。その辺の反省はあるんですか、ないんですか。

○国務大臣(竹下登君) 五十七年度予算編成当初経済実質成長見積もり五・二%、その中で四・一が内需でございましたか、一・一が外需。特に、委員御指摘は、内需の落ち込みというものについては、国際経済もさることながら、内政上の運営そのものに遺漏がなかつたか、こういう御指摘であろうと思っております。

率直に申しまして、内需そのものも、世界経済の停滞というものにもとより影響を受けるものでございますので、それが大きな影響をもたらしながら一つであるというふうには言えると思うのでござります。当初見積もりというものが、いろいろそこの過程においても議論されたことでござりますが、総体的に申しまして、大蔵省の方から経済企画庁へ、高くしてくれと、こういうことを言う傾向にはございません。どちらかといえば、通産省方が少し高くて、大蔵省が低くて、その真ん中ぐらいいが経企庁というふうなことをよく俗な言葉で言われるのでございますが、それなりに鋭意詰めて、当時の見通しとして、内需の四・一を目標に置いて、それが事実上達成しなかつたと、こういうふうとであろうかと思います。

それに対する財政運営そのものの責任、これは私も継続性の中で当然責任は痛感すべきものであるというふうに思つております。それがゆえにこそ、本予算でただいま議了成立させていただきました総合経済対策というものを中身に、下方修正しました成長率が達成することをめどに、鋭意これからその執行に当たつて努力しなければならぬいというふうに考えておるところであります。

それは高過ぎるとなぜ食ってからしないんですか。ちつとも食つてかかったようなことはしてないんじゃないですか。むろん上げてくれ、上げてくれという報道はあった。しかし、高過ぎるからどうしても下げてくれというようなことは、少しも行動していないじゃないですか。それでいてことになって、潜在成長率が5%だ、3%だという争いだから、むろん通産省や経企庁の方が高い成長率を言うんだ。そんなばかなことはないじゃないですか。

それは経済企画庁は一つの計画を出すでしよう。しかし、それに対して、あなた方は財政を預かっているんでしょ、経済企画庁が財政を預かっているわけじゃないでしょ。そうしたら当然にそれは修正するようにもっと強く要求すべきじゃないですか。私だって予算委員会でいぶん、高過ぎるじゃないか、高過ぎるじゃないかと何回も言つたんじゃないですか。もとと景気対策を練り入れをやめさせてくれと。どの面下げてそういうことが私の前で言えるか。そういう反省が少しあるんじゃないですか。どうですか、その点は。
○國務大臣(竹下登君) 確かに経済企画庁、なんぞく計画局等はまさに、私は意見を交えて申しますならば、ケインズ学派の流れをくむエコノミストの集団というふうにも言えるのではないかと思うのであります。その論評は別いたしまして、その中で経済企画庁そのものがいろいろ議論されておつくりいただいたものが、言つてみれば、民間中心の一つのめどでありまして、それに對しても、言わざるを得ない。ただ、当初から、いわば粉飾と申しますと言葉が適切でございませんが、過大な

ものを意図して掲げておったというふうには私は思っておりません。何分経済は生き物でございますから、なかなか思うようにはいかないということであらうかと思つております。

○國務大臣(竹下登君) これは本会議等でも申し述べましたように、当初召入五十四年十二月四日からおられるのですか、おられないのですか、どうなんですか。

年計画というやつはそつむずかしくないんじやないですか。

とも通常国会の再開ころまでに詰められないんで
すか。大体いつころまでにはその計画ができると
いう詰めはできませんか。その辺を早く明示して
おいて貰えれば、今ごろのまゝの状況も、

○竹田四郎君 大臣、確かに生き物ですよ。生き物だけれども、今日こついうふうになるというのは予想されていたんですよ。だから去年は、一年前の補正予算のときからそういう議論がずっとさ

「いましたよ。当社は五十四年才平経営から、一月でございましたか言われた、五十九年度赤字国債脱却を正面のめどといたします。このことが困難になつたということは、素直に申し上げるべきであろうと思つております。

くれないにれば、私どもの今後の財政の議論あるし、は經濟の議論といふものはなかなかできないんじやないでしようか。どうなんでしょうか。
○政府委員(及川昭伍君) 私どもといたしまして
も、できるならばそのような形にいたしたいと思

そこで、そういう議論をしていてはこの議案の問題から離れますから、次へいきますけれども、今度の国債整理基金の繰り入れ停止は今年度限りという形になつてはいるのですが、これは来年度は決してやりませんか。どうなんですか、その辺は。

○竹田四郎君 企画庁、新しい五ヵ年計画はいつ
から、六十二年までなくしますとかいうような
ことが言える自信は、今日いまなお、ないとい
うことを率直に申し上げたいと思います。

うかと思います。
そういうことで、十二月末の概算取りまとめ
若干おくれることになろうかと思いますが、われ
われいたしましても鋭意進めておるところでござ
いまして、できるだけ早急に何らかの形の中間
結果をまとめておこうと、今、一回見つけて

経済審議会には二百六十名ばかり御参加いただいているわけでござりますが、それらの御審議、御議論を取りまとめる過程でまたいろいろとむずかしい問題も出てくるかと思いますが、御趣旨に沿うようにできるだけ努力はいたしたいというふう

○國務大臣(竹下登君) 言つてみれば、いまの時

で見るんですか、おどろいてるといふ
ようなお話を聞いておりますし、具体的には「二

的な取りまとめをいたしかいという字眼に思って
いるところでございます。

○竹田四郎君 大蔵大臣、この前出してある財政

点はまだ五十八年度予算編成の過程でございますので、断定的な表現は差し控えさせていただくといふにしても、五十六年度ご国債整理基金から

「〇〇〇年の日本」という中には、大体それへの道行きが出て いるわけですね。

○竹田四郎君 それこそ不透明です。まさに不透明な感じがするんです。審議官ね、これはいつまでもこうこう不透明な形で置くと、うのでは、二

の中期展望、あれは廃案にしたというふうに見てよろしいんですか、どうなんですか。そして新しいものを出すのか、出さないのか。出さないしま、

借り入れまして始末いたしましたものは、法律上五十八年度にこれを返さなければなりません。そういうこととされこれ勘案いたしまして、私どもいま、五十八年度もこの措置をとらしていただかなければならぬのではないかと、こういう考え方

けれども、経済企画庁としてはおまとめになつたものなんですから、おむねそういう二〇〇〇年までの経済成長の中でこの五年間は一体どうなるのか、こういうものはすぐ出せるんでしよう。そういう段階にまで来ているんじゃないんですか。

それからの財政計画あるいは国債の問題、こういうものについて大変大きな動搖というものが出てる心配があるわけですよね。そういう意味では、早く計画をつくっていただかなければいろんな問題が進んでいかぬと思うんですよ。

○國務大臣(竹下豊君) いわゆる五十七年度予算御審議に際しまして提出いたしましたもの、この何かいますぐは出ないようありますけれども、いつまでに出して今後の財政問題の審議に当たるのか。その辺を明確にしてください。

○竹田四郎君　そうすると、一体いつになつたら赤字国債から脱却できるか。そういうことを考えに立ております。

すでに「二〇〇〇年」の経済成長率は大体四%台でいこうというふうに書いてあるわけですよ。だから、その線が出れば、ここのが六十二年の五カ

だから、いまのお話ではなるべく早くというところなんですが、それも不明確でありますけれども、もう少しこの辺は詰められないんですか。少なく

中期展望、それから私が大蔵大臣でありました当時は財政収支見通し、そういうことでお願ひしておつたわけですが、予算審議に供するタイ

ミングで提出をしなければならぬと思っておりま
す。

内容につきましては、いろんな工夫をしてみよ
うと部内で折々検討しておるところでございま
す。

○竹田四郎君 いつまでに出すということを明言
してもらわなければ困るじゃないですか。

○国務大臣(竹下登君) 再開国会で予算審議が行
われるときに間に合つようになると、こういうふうに
思つております。

○竹田四郎君 去年の衆議院の予算委員会に今後
の「国債整理基金の資金繰り状況についての仮定
計算」というのをケース1、ケース2というので
出しましたね。これはそのまま有効的に働くんで
すか、これも出し直すんですか。

○政府委員(窪田弘君) これも、その後補正予算
で国債を増発しておりますし、あるいはこの定率
繰り入れを停止いたしますと、数字が変わつてしま
りますので、出し直しをいたします。

○竹田四郎君 そうすると、これはいまのところ
われわれのすぐの参考にはならないということに
なるわけですが、大蔵省は今後の国債の償還、借
りかえ、こういものの年次計画というのはおあ
りになるんですか。

○政府委員(窪田弘君) 債還すべき公債の予定表
はこの前お出ししたような形でございますが、し
かしそれをいかなる資金で返すかと申しますと、

從来から申しましたように、国債整理基金から充
てべきもの、それでなお足りなければ予算繰り
入れをすると、こういうことでございます。ただ、
この国債整理基金は六十二年には枯渇いたしまし
て、六十二年からは大幅な予算繰り入れが必要に
なる。これは今回の定率繰り入れを停止するとし
ないとにかくわざず、そういう状況でございます
ので、今後の国債整理、国債の償還の見通し、これ
をどうするかということは、今後財政再建の見通
しとあわせて検討してまいりたいと思つております。

○竹田四郎君 それじゃ大蔵大臣、六十二年には

予算からの、一般会計からの大幅繰り入れをしな
くちやならぬというお話をあります。そのとき
に償還になるべき国債といふものは、建設国債に
ついてはある程度の借りかえもあるでしょう、こ
れは一般会計から出せるということですね、六十
二年になれば、そのときは国債整理基金は枯渇
するといふんですから、そのときになれば一般会
計からそれだけの部分を出せるということです
ね。そのときの額は、大体償還に必要な額はどの
くらいになりますか。

○政府委員(窪田弘君) 国債は期限が来れば当然
償還しなければなりません。したがいまして、そ
の償還財源をどうするか、それはそのときの予算
の問題でございますが、いまのこの補正後の仮定
の計算でいきますが、六十二年度は大体一兆五千
億円台の繰り入れが必要になると思います。

ただし、そのときに一体どういう財源でそれを
やるのか。特例国債は借りかえをしないといふこと
とが法律に決まっています。したがいまして、
これはどういうやりくりをするか、それはそのと
きの予算編成の問題として考えなければならない
と思つております。

○竹田四郎君 いま主計局次長、大変重要な発言
をなさつていると僕は思うんですね。そうすると、
特例国債といふのは、十年間で全額を現金償還す
るというのが特例法の趣旨です。いまそのと
きに返す赤字国債だってあるわけですね、現実に
持つっているわけですね。その特例債も借りか
えをできる場合がある、こうのことです。

○政府委員(窪田弘君) 個々の公債をお持ちの方
には、それはきちんとお返しをするわけです。し
かし全体の償還財源は、そのために二兆五千億程
度のものが必要になりますので、それは予算上ど
ういう形で鋭意調達をするか、これは予算編成全
体の中で検討すべき問題だと申し上げたわけで
す。個々の持つている方のを強制的に借りかえる
というわけではございません。

○竹田四郎君 大蔵大臣、その辺明確にしてくだ
さい。どういう返し方をするのか。これは何も
個々の個人だけじゃないと思うんですよ、特例国
債を持っているのは、いろんな団体だつて持つて
いるだろうと思うんですよ。これはどういう借り
かえの仕方をするんですか。

この分でいきますと、恐らくそのように国債が
たくさんになつてくる、金融状態が逼迫してくる、
こういうことになれば、いまだつてやつているで
しょう、借りかえのときに銀行なんかには、勧奨
借錢かえというので借錢を持つてくれと言つて
半ば強制的におやりになつていますね。これは金
融が逼迫してまいりまして国債が売れなくなれ
ば、これは恐らく強制的な借りかえ、こういうこ
とがずっと続いていくじゃないですか。そういう
ことになれば、これは特例債は売れないなります
よ、これから来年だつて相当な額を出さなく
ちゃならぬわけですね。現実には売れない
なってきますよ。

この点は一体、大蔵大臣、どういうふうに処置
をしますか。これは重大な問題ですよ。このそろ
ばん勘定からいけば、強制的な借りかえの方向し
かないとは私は思う。それでも借りかえなくちやな
らぬ。しかし特例債は十年たつたら返すという約
束で出しているわけですからね。重大な問題だと
思つんでね。それを明確にしていただきたい。

○国務大臣(竹下登君) まず特例公債の大量償
還、これは六十年度以降に始まるわけでございま
すが、いま私どもの姿勢としては、したがつて當
面は、新規の財源調達手段としての特例公債のま
ず縮減に全力を挙げよう。したがつて、申しまし
たように、五十八年度予算編成に対しても、残念
ながら、当初予算に比して減額しますということ
を言う自信も——事実それはできないことでござ
いますが、せめて補正後に対しては、公債全体か
ら見ても、これを縮減に全力を挙げようといふ考
え方、そして特例公債の借りかえは行わないと
いうことを、国会答弁では、昭和五十年、それから
五十一から五十七年にわたりましては、法律の

規定で定められておりますので、これを尊重して
まいりたいという考え方でございます。

ただ、将来の公債償還の問題そのものにつきま
しては、それこそ各方面の意見を聞きながら幅広
い中長期の視点で、いまのような御指摘の事実は
あるわけでございますから、検討をしてみなきや
ならぬ課題だなど、こういうふうに理解をしてお
ります。

○竹田四郎君 そういう意味で、どうなんですか、
考えることは、ここでこういうふうな国債整理基
金への定率繰り入れというのをやめるというこ
とにすれば、ますますそういう形で国債の償還が
むずかしくなる、国債の償還に対する国民の信頼
というのがますますなくなつていく、その根源を
つくるものだと私は思つんですね。

特例債が一番最初に出るころの議論というの
は、もうこんなに将来たくさん出るなんというこ
とは全然議論になつていなかつた。われわれがそ
ういうようなことを言つたて、そういうことは
ありませんと言つたのに現在こうでしよう。その
特例債だつていつ返つてくるのか、わけのわから
ぬというような時代になつてきたわけでしよう。
恐らく、この国債整理基金の定率繰り入れある
いは剩余金の繰り入れ、こういうことはむしろ、
特例債だつていつ返つてくるのか、わけのわから
ぬというような時代になつてきたわけでしよう。
私は、この国債整理基金の定率繰り入れある
いは剩余金の繰り入れ、こういうことはむしろ、
赤字国債あるいは国債を余り出さない、財政法の
趣旨で歳入歳出をやつしていく、こういう趣旨のも
とに私はできているものだと思うんです。一種の
国債発行に対する歯止めの一つの制度だと、こう
思うんですよ。これがますます働かなくなる、こ
ういう心配が必ず出てくる。だから、いまここで
は、いまお話をあつたように、特例債の借りかえ
も公然とやられる、こういうような形が今後出て
くるだろう。そういう歯止めを外すということになれば、今度
は、いまお話をあつたように、特例債の借りかえ
も公然とやられる、こういうような形が今後出て
くるだろう。そういう歯止めについては大臣は何
か考えませんか。

○国務大臣(竹下登君) 率直に申しまして、この
度の措置は、減債制度そのものを廃止するとい
う考え方を持つておりません。確かに御指摘のよ
うに、国債の信用維持ということは何よりも必要

なことがあります。諸般の金融情勢等を勘案して可能な範囲内における発行、そういう償還については絶えず時宜に適応した措置を行ってきておりますものの、今後の問題について国債の信用を維持していくということは、一つは、とにかく国民の保有する公債については、満期が到来したら個々の保有者に対して全額を現金で償還すること、これはやっぱり公債政策の根幹であるということには変わりないと思うんです。

したがって、基本的には減債制度を維持して、そうして公債の確定な償還を行いますとともに、歳出の節減、合理化、財政の健全化のための努力を重ねて、これだけ政府そのものの財政の健全化のために努力しております。それからにはすべての政策が現状維持の前提においてなされるものではないというところまで、国民の皆さん方に理解をしていただいたその努力というものが、やはり間接的には公債政策に対する国民の信頼を得ることになるのではないか。基本的にはそのような考え方を持つております。

したがいまして、大量償還が始まります六十年、いまおっしゃいましたように、六十二年はいわば資金ショートするではないか、こういうことでございますが、これは時間もございますので、それを幅広く各方面の意見を聞いて検討を続けていかなければならぬという重大な問題であると思っております。

委員も御指摘のように、私ども、この建設国債が、オリンピックの翌年の戦後最大の不況と言わたったときでござりますが、最初出た当時からずっと、国民の信頼をつなぐためのものとの議論がなされて、そうして国債整理基金の繰り入れというものが制度化されたわけでござりますから、これは国民に対する公債に関する信頼度の歯どめの大きな一本の柱であるという考え方に基づいて、この根幹は搖るがちやいかぬという方向に考えております。

○竹田四郎君 そうすると、今度は四条債ですが、

この四条債は、十年債を考えれば、十年後に六十分の十は現金償還をする。あとは借りかえでいくと、こういう形になりますね。これはどうなるんですか。これは返してくれますか。特例債が返せないというんだから、これも返さない、全額四条債は借りかえと、こうすることになる可能性の方が多いですね。

建設国債は、少なくともいまの考え方で言えば、六十年間で大体返せばいいんだ、一回に返すのは大変だから、六十分の十ずつ十年間で返していく、こういう思想だと思ふんですね。そうなると、特例債も全部現金償還ができるないということになれば、十年債が十年たつときに六十分の十を現金償還するというようなことも、これもできないわけですね。個々には若干いろいろなことがあるにしても、全体としてはない、こういうことになりますな。

○政府委員(窪田弘君) 返せないとおっしゃいますが、その公債をお持ちの方には必ずちゃんとお返しするわけでござります。

全体としての返済財源をどう調達するか、用意するかという問題でございまして、確かに御指摘のように、国債整備基金はその負担を平準化しようと、償還がきたときに一遍に調達するんじゃ大変だから、だんだんに積み立てておこうという制度で設けられたことは確かにございますが、しかしことしそれを無理に積み立てようとしたしますと、結果的にはまた一兆二千億の特例公債をそのために出さなくてはならない、こういう状況でございますから、やむを得ず今は停止させていただいているわけです。

しかし、その償還財源を全体としてどうするかという問題が残るということは、ただいま大臣から申したとおりでございますが、四条債であっても、赤字国債、特例国債であってもそれは返す、お持ちの方に返すという点においては、全く変わりはないわけでござります。

○竹田四郎君 あなた、そんなのんびりしたこと

自由に売れると考えていますか。恐らく国債を持っている者には十年たつたら返さにやらね、おまえは借換債で券で返すよと、そういうことになるんですよ。そんなにあつちこつちいままで持っている人に返して、そして借りかえて返すなんというそなことができるような事態にはならぬですよ。

もしそれをあえてやるということになれば、それは強制割り当ての形で戦時中の国債と同じです。もっと市場の原理を使ってやるというようなことは、これだけ国債がたまっていけば、残高がたまっていけば私はできないと思うよ。いまの時代はおっしゃるとおりやっているでしょう。それでたまつて、私はできないと思うよ。いまの時代はおっしゃるとおりやっているでしょう。それだって勧奨でしょう、金融機関には、資金運用部と日銀には強制的な借りかえでしょう、いまたつてこれから国債がうんと出てくる、しかも返るか返らないかわからぬ。こういう事態になれば、そんなあなたの言っているほどのんびりした形で国債が喜んで買われるはずがない。

いまたつて、理財局長あれでしよう、たとえば特例国債と建設国債と言つたら、特例国債の方が売れ行きいいでしよう。十年たつたら現金化されるという期待があるからでしよう。建設国債じやりかえを強制されて、また借りかえをしなくちゃならぬということになれば、資金が長期に寝ちゃうでしよう。だからいま大蔵省は中期債を出しているんです、一生懸命。中期債の方が売から中期債をなるべく多くしよう。それが中期債の発想でしよう。そうなつたら四条債と特例債、十年で返すということにしても、特例債の方が売れ行きよくなりますよ。そんな次長の言うようなのんびりしているような事態というのは私は来ないと思うよ。その辺はもう少し真剣にいま考えておかなければ。

大臣、これは非常に重大な問題ですよ。現在の状態をそのまま六十二年にあるいは六十二年以降に移していくといふ考えは私は誤りだと思いますよ。そんな容易なものじゃないと思いますよ。大臣どうですか。

○政府委員(加藤隆司君) 御指摘の中に、いろんな御指摘が一緒にになっておりますので、ちょっと整理をさせていただきたいと思うんです。第一点は特例公債の方が売れ行きがいいかどうか。これは五十年に出しました当初、若干そういう議論があつたのですが、これはただいま窪田次長が言った段の現在のところで考えた場合に、まず第一点は特例公債の方が売れ行きがいいかどうか。これが五十年後には、償還期限が来た場合の状況のお話がまじっております。

前段の現在のところで考えた場合に、まず第一点は特例公債の方が売れ行きがいいかどうか。これは五十年に出しました当初、若干そういう議論があつたのですが、これはただいま窪田次長が言った段の現在のところで考えた場合に、まず第一点は特例公債の方が売れ行きがいいかどうか。これが五十年後には、償還期限が来たときには全額現金で返すわけです。その現金をどうやって調達するかということが別の問題になつてゐるということです。したがつて、そういうこととがわかるようになつた二、三年後には一物一価の原則が貫いております。

それから市中の銀行が持つている国債を強制乗りかえさせているではないかという点でございますが、これはその言葉の意味のとおりの強制乗りかえというのはやつておりません。ただ現実に預金を持つておつて、公債を持ったわけですから、そこへ現金の償還がある、その償還があつたお金を目指して、今後こういう条件の国債があるのだから、返ってきたお金で買つたらどうですかといふ意味の借りかえの中に入りかえと借りかえがあるわけですが、乗りかえは、中央銀行運用部は明治以来、あるいはどこの国でも、乗りかえということでやつていく。これは当面の問題でございま

す。

現在のよう、年々国債がふえる、あるいは減るぐあいが小さいと、それが先々一体どうなるかという御指摘でござりますが、現在、ことしの九月末に、日銀の調べによりますと、個人貯蓄の残高が三百六十兆あるわけです。国債の残高がアバウト百兆。大体現在のような景気情勢で、金融情勢であるならば、本年補正後十四兆三千でござりますが、昨今の市況をござりますように、金利は上げないでもしろ下がつてくる、そして売れ行きは悪くないというような状況にござります。

ただ、もう一点つけ加えますと、短期債にどんどんと追いやられているではないかという御指摘がございます。これは二つの要素があつて、市中の供給者と需要者の両方から短期志向になるということは言えますが、それを追い込まれていると見えては短期のものを買っておこうというような、金利が高いときには短期で出した方が利子負担が少ないという問題があるわけです。それから同時に、投資家の方は、先行き金利がさらに上がるのではないかというような見込みがあれば、とりあえずは短期のものを買つておこうというような、供給者と需要者の両方から短期志向になるという问题是日本だけではなくてどこの国でもござります。

アメリカの場合には、特にT-Bにエートが移つていつている。高金利であるから、財政当局の方が、短いもので借りれば、金利が安いわけですから得なんです。投資家の方も、金利動向が不確定ですから、とりあえずは短期で運用していくと、そういうふうに解説されております。

それで、次の長期の問題なんですが、これは公債の発行状況が現在のような状況が続くとすれば、まさに御指摘のような問題は当然起つてしまります。そこはこれから一体どうするかといふことで、当然われわれは財政再建ということです。そのため途を尽くそうとしているわけでございまが、それは当然御指摘の点は非常に重要な問題

であります。

○竹田四郎君 理財局長ね、あなたは勝手にそういうことを言つて、われわれにいまこの定率線り入れをやめるということをあなたは提案しているんでしよう。それで、いつになつたらこの定率線り入れが始まるかということは明確じやないで、さつきからの答弁で、われわれに何にも言つて、さつきから答弁で、われわれに何にも材料を与えないでおいて、こつちが議論するのは、おまえのものはごちやごちやで、何もかも一緒に言つておられるというのとは、ずいぶん失礼な言い方だよと私は思つよ。ちゃんと財政計画を出しなさい。材料を全然出さないでおいて——あなたの頭の中には計画があるでしよう。私どもの方にはないんだから、何にも。それは余りにも勝手な言い方じやないですか。幾ら局長と私が近いところに住んでいるとしても、それはずいぶん失礼な言い方じやないです。

そういうことで、大臣は一体どう思つのか。私はその辺が非常に重大で、その辺がはつきりしなければ、本来この法律の改正案を審議すること自体儀はおかしいと思つておるよ。計画がいろいろ出て、だからこれは将来は税収がこんなふえますよ、経済もこのぐらい成長しますよ、税金もこれくらいのとれますよ、だから確実に、十年たつたら、今までどおりのやり方で国の借金はお返しますよというのが出てくるなら、私どもわかりますよ。何一つ出てないんじやないですか。

○竹田四郎君 ではありますから、六十二年になつて、そのときの経済の状況がどうなるかというふうに言わざるを得ないと考えております。

○竹田四郎君 でありますね、改めて私は検討しなければならない

というふうに考えております。

したがいまして、現在の租税体系のとて税収を見積もるとすれば、非常に情勢は厳しいといふふうに言わざるを得ないと考えております。

○竹田四郎君 でありますから、六十二年になつて、そのときの経済の状況がどうなるかということがわかれれば、それは税金がこのぐらい取れるだろうということもわかりますよ。いま何にもないでしよう。そういう中でこの歴史をまた外す、減債基金制度というものを実質的にワーカーしないようにしてしまう。そういうことは私は大変大きな問題だと思つんですよ。だから、そうなるとまた何か、赤字国債を出さなくちやならぬのに金をこっちへ積み立てるなんて、そんなばかなことあるかと、こういうお話を聞くと思うんですね。

どうなんですか、政府のいろんな資産等をもつと点検したらどうですか。十分に点検したら、ここで練り入れをやめる一兆幾らですか、こんなものは出でますよ、ちゃんと。政府の出資金だつていま十何兆あるでしよう。これだつてもう一回精査し直したらどうですか。特別会計のいろんな

積立金、準備金をもう少し精査し直したらどうですか。まさにその洗い直す作業をやって、当面私どもが税外収入として今度の歳入に見積もらしていただこうというものが、いま多少やつておるがと、

こういうことでございましたが、きょう、来年度予算編成に当たりまして、歳入の中へ組み込むと予算編成に当たりまして、歳入の中へ組み込むと

いう方向でまさに最終的な詰めの段階に入つておるということござります。基本的な考え方方は私は賛成でござります。

○竹田四郎君 そこに遠藤次官もいます。たとえば労働保険関係、あるいは雇用促進事業団、あるいは労働福祉事業団、これなんかのやり方を見たって、ずいぶんむだが多いですよ。こういう

すから、作業を直さなければならない状況でござります。

ただ、現在の時点で、まだ具体的にそういう作業をいたしておりませんので、たまいまの委員の御質問に対して的確なお答えを申し上げますと、

四兆五千億というのがやつと出でました。これは私

もかなり言つておるつもり。こんなことをやるよ

りも、まず自分の財産を一回全部洗い直してみた

らうですか。

土地もあるでしょう。建物もあるでしょう。株券だって、いいのか悪いのか知りませんが、持つておるでしよう。それを全部洗い直しても出せません、だからこれをやめてくださいというなら、私は理解しますよ、賛成しますよ。そつちは全然洗つてないであります。それを全部洗い直したことありますか。そちらから多くの金を引き出したことがありますか。大臣どうですか。

○國務大臣(竹下登君) まさに公債発行は、歳出を増加させるための負担を一次的に将来に繰り延べるという性格でございますので、この歳出の節減、合理化に努力すると同時に、いわゆる税外収入でござりますね、これを特に洗い直さなきいかぬ。それが今度の五十八年度予算でもわれわれがいま一番工夫しておるところの一つであります。例示的に申し上げますならば、補助貨幣の積立金の問題等が考えられるわけでござりますけれども、竹田委員は、もつと広範に洗い直すべきだと、こういう御主張であると思ひます。

○政府委員(梅澤節男君) 先ほど來議論がございましたように、五十六年度、五十七年度、相当額の当初の見積額からの減収が生じるわけでござります。したがいまして、從来中期展望等で提出申し上げておりました中長期の税収見積額は、当然のことながら土台が大きく下がつたものでございま

ものへ向けて一般会計からかなりの金が出ていります。この辺だって少し洗い直したらどうですか。私は一、三洗い直したて非常に疑問を感じます。あるいは出資の問題だって同じです。直接出資ないにしても、たとえば中小企業育成株式会社のあり方などというものは、昭和三十八年八月程度の成長期にできた組織ですよ。これだつて中小企業金融公庫からかなりの出資が出ているでしょう。こういうものだつて洗い直してみたらどうですか。

合意に達したわけでござりますけれども、いろいろな角度からこれは洗い直しました。しかしこれで私も済んだというものではないと思います。いまの精神を体して洗い直しの作業は引き続き鋭意進めます。このことはお約束できると思います。

○竹田四郎君 それから減債基金制度というものは、この法律によつて将来やめるということじやないんですね、ワークさせるということは言えますか。

○國務大臣(竹下登君) これはまさにワークさせるべきものであるという考え方であります。

○塩出啓典君 それでは、まず最初に、大蔵大臣は鈴木政権時代の大蔵行政に比して特にどういう点の政策転換を考えておるのか、そういう新しい政策転換はないのかどうか。その点はどうでしょうか。

○國務大臣(竹下登君) 大きな政策転換があるのか、こうおっしゃるといたしますならば、政策の大転換ということは、どの方面から手をつけていくべきか、中長期のビジョンを語れと言われても、それだけの自信は、率直に言つて、ございません。したがつて、まず当面は、五十八年度予算編成に際して、一般歳出を昨年度以下に抑えるということが具体的な政策の取つかかりの第一の仕事である、こういうふうに御理解願えれば幸いであります。

○塩出啓典君 いままでの衆参の予算委員会あるいは本会議等で、五十九年度の赤字国債の脱却は非常にむずかしい、このように政府も答弁をしているわけでありますが、これはいつまで延ばすのか。また毎年、財政の中期展望というものを政府は予算委員会の審議に合わせて出してきてるわけであります、こういう新しい指針はいつごろ出す予定であるのか。これを伺つておきたいと思います。

○國務大臣(竹下登君) 中期展望につきましては、国会再開後予算審議に間に合うようにお出ししたい。ただ、何分にも五十五年度予算までは収支見積もり、それから六年度予算、七年度予算に

つきまして中期展望を御提示したわけであります
が、本委員会等においてたびたびの御指摘でござ
いますので、御審議いただく手がかりとして、で
きるだけ要望にこたえるような形のもので中期展
望を出さなきやならぬということにつきまして
は、いろんな工夫をしてみなきやならぬといふ
うに考えておるところでございます。
○塙出典君 そうすると当然、中期展望を出す
ときには、今までの計画では、五十九年赤字国
債ゼロという方向でつくられてきたわけであります
が、今度の新しいものは、その五十九年度とい
うものを先に延ばしたものを出すと、こう理解し
ていいわけですね。
○國務大臣(竹下登君) 五十九年度赤字公債から
の脱却というのはきわめて困難になりましたと、
こう申し上げておるわけであります。かくかく
しかじかでギアアップいたしましたと、こういう
ことを言えるのは、その時期、中期展望等をお出
しする時期ではないかなというふうに私も考えて
おります。
○塙出典君 私は、五十九年を六十二年に延ば
すとか、こういうような話もあるわけであります
が、実際、いまのような状態では本当に六十二年
もむずかしいんじやないか。結局、大蔵省のつ
くった計画というものがだんだん先送りされて、
本当の財政再建というものについては全く進んで
いない、むしろ後退をしておるんじやないかと、
そういう感じがしてならないわけであります。
それで、今回も、この法律にいたしましても、国
債整理基金に充てるべき資金の繰り入れを停止す
るということで、本当の合理化ではなしに、こつ
ちの金をこっちへ回すと、そういうようなことを
やっておる。そして一方では、歳出を圧縮して
もそれ以上に税収が減ってきておる。そういうよ
うな状態では、六十二年脱却というようなことを
これは大変むずかしい課題である。本当に財政再
建というものが前へ余り進んでいないんではない
かという、こういう心配也非常にしているわけで
あります。大蔵大臣としてはそういう点どのよ

うなお考えであるのか、承つておきたいと思いま
す。

○國務大臣(竹下登君) いまの塙出さんの認識と
私も余り変わりません、率直に申しまして。
で、五十九年度脱却、これを私も振り返つてみ
ますと、過去何度か変化があつて、大平内閣のと
きに、五十四年の一月ですか、五十九年脱却とい
うのが確に打ち出されたわけです、言葉の上で。
そうして今日、これはきわめて困難になりました。
で、中期展望を出すときに、かくかくしかじか
としてできなくなりましたというふうな説明にも
なる資料を提出しなきやならぬというようなこと
を考えて、さては六十二年、よく議論されます
六十二年とは何ぞやということになると、恐らく
経済計画の五ヵ年とすれば、その終期といふもの
が六十二年として考えられる。しかし一体本当に
それができるであろうかということを考えます
と、実際私は、これだけ不透明な世界経済という
ものをしみじみと認識させられるわけです。

で、昭和五十五年度予算を組んで、できたらこ
れを財政再建元年にしたい。すなわち、当初予算
ベースでまず一兆円の減額ありきと、こう言つた
わけです。そうしてそのときの計画から見ると、
次に二兆やつて、そして一兆八千、一兆八千と
やれば、大体五十九年の脱却のめどというものが
言葉の上で説明ができた。五十五年は何となく増
発することなく終わりました。五十六年も、予算
編成では、初めに一兆円の減額ありき、これはで
きた。が、中途において、いわゆる経済見通しの狂
いとでも申しましょうか、歳入欠陥問題からして、
これが途中で増発する、こういうことになつた。
五十七年しかり。そうすると、五十八年予算編成
に当たつて、いま、私がきょうも闇議で申しまし
たのは、当初予算に比して一兆円の減額ありきと、
これなら若干勢いがいいんです。少しは大
きな声を出してもいい。が、補正予算に比して一
兆円の減額ありきと、こう言いますと、まあ真ん
中ぐらの声ですが、まあ私も説明ができないなかつ

ことほどさように、世界経済の停滞、これの見通しというが不透明だということになると、塙出先生、このようにして六十二年にはかくかくしかじかな減額の計画が見えますということが実際言えるであろうかということになると、余りたびたび違いますとこれは政治不信もいいところで、そうするとこれはよほど慎重にならざるを得ないという気がしておるんです。

したがって、当面は、とにかくこの一般歳出をゼロベース以下に抑えるところをスタート台とする。五十五年予算を編成するときは、私は財政再建元年とでも言いたい気持ちでした。しかし結局、歳出の伸びが5%以下と思っておったのが五、二%だった。だから、財政再建元年と言えないで、前の晚ぐらい、アバぐらいまでしか言えないという自己採点をしたのですが、今度は本当にまさにこの五十八年度予算編成が一つのスタート台である。こういう認識のもとに各方面の協力を得ながら進んでいかなければならぬ。素直に深刻な心境を披露いたしまして、塙出さんの御指摘と私の認識にそろ相違がないという考え方であえて申し上げたわけであります。

○塙出賢典君 いま異常なかつてない厳しい経済情勢の中で、中小企業、いろいろな経営者の人もそれだけの決意は持つておるわけであります。そういう中でいろいろ、たとえば補正予算で景気対策をやつてもらいたい、こういうような声もなきことはないんですけども、しかし心ある人は、そういうようなことで結局それがまた増税になつては困る、そういう意味で、じや一体どのようないふくに日本の財政再建をしていくのか、本当に歳出カットでいくのか増税でいくのか、ともかく見通しが立たないのは非常に困る、こういうような声が非常に多いわけであります。

確かに、日本の国いろいろな経済計画というものがそれぞれ各企業の設備投資の計画にもなつていく。いまエネルギー等も非常に消費量が減つて電力の設備投資計画も大幅に下げていかなくちやいけない。こういうような見込み違いはいろ

んなところに大きなひすみを残すわけで、そういう意味で私は、政府のつくる計画というものはある程度実現可能な、またいつもしょっちゅう変わることのないわけですけれども、そういう点はまた政治的な判断で、粉飾決算的なこういう計画ではなしに、本当に実現可能な計画をつくり、そしてつくった以上はもう断固それを実践していくのを要望しておきたいと思います。

それともう一つ大蔵大臣に伺つておきたいことは、与野党減税小委員会をつくつて減税問題をいろいろ検討してきたわけであります。来年度予算の中にはいわゆる所得税減税は入っていないわけであります。勤労者、サラリーマンは税金がちゃんと捕捉されて、総体的にはどんどん勤労者所得税というものは増税になつてはいるわけであります。本来ならば減税をしなければならない。しかしそれが現在の財政状況の中ではできないわけでありまして、そういう意味から言いますと、いわゆるクロヨンとか、トーゴーサンとか、こういうものがますます拡大をしているんじやないか。先般の政府税調の答申の中でも、こういう問題は検討していくなくちやいけない、こういうことが言われているわけであります。税の公平という点から見ると不公平の方向にどんどん行つておる。こういう点を何とかしなければならないわけですね。

○塙出賢典君 いわゆる五十八年度予算に於ける所得税減税、こういう問題が一つござります。

従来までのお答えいたしましては、政府としては、今まで申し上げておることを整理してみますと、財政再建のめどがついて、そして財源的にもかくかくしかじかなものがあり得るという判断に立つたときに減税というものを考えるべき

で、その環境にはございませんと、こういう答弁を繰り返してきたわけです。

そこで、院に議長御裁定に基づいて減税小委員会というものができて、この中で歳入、いわゆる財源をも含めて検討してみようということで、その中間答申というものを読んでみますと、減税はすべきであるという合意に達したが、その財源では合意に達しなかった。したがつて私ども、お願いという言葉は語弊がありますが、期待をして、今国会でもまた小委員会をつくつていただきたいのだが、きょうまでに、簡単な報告しか受けてしませんが、どうもそれが結論を得るに至らなかつた、こういうことになる。

そうすると、國權の最高機関でいろいろ協議しておられる、それに対しては尊重して対処します。しかしそれがなくなつた。こういうことになれば、通常国会でどのような御判断があるかは別として、政府自体としても中長期の中でそういう税の問題を考えていかなきやならぬ。これは当然のことではございますが、その使命がより多くなつてきましたと、こういうふうに考えざるを得ないわけですね。

したがつて、今度の税調等いろいろ考えられておりまして、不公平税制あるいは税の合理化、適正化というようなことで、租税の特別措置の中でも若干のことを考へ、そしてまた中小企業の投資減税とか、あるいは中小企業者の相続に関する俗に言う承継税制、そういうようなことも念頭に置いて答申をいたしました。これは具体化しなきやな

らぬ。

しかし、いざにしても、いま御指摘があつたように、長期的に見たならば、最終的にはまず切り詰めるだけ切り詰めた後、なおこれだけの行政需要というものは対応しなきやならぬと、こういうことになつたとすれば、いわば受益と負担との問題から議論をしていかなきやならぬ。それは最終的には国民の選択にゆだねる。

こういうことになるのじやないかという考え方から見ましても、中期な税制の問題については、

私が五十四年、五十五年大蔵大臣のときには、たとえば直間比率の見直しをしますと言えれば、直間に大型消費税かと、こういう反応が起るような

ものは、諸外国等から比べれば直接税の依存度が高いだけに、見直してしかるべきじゃないかといふのも、ある種の国民世論として、それはわりに素直に受け入れられる議論である。そういうことを総合的に勘案して、私は、税制というものを中期に検討していくかなきやならぬ課題であるというふうにはしかと認識しておるつもりでございま

○塙出賢典君

特にクロヨンとか、なぜそういう感じを持つかということについては、法人の場合には個人用途の法人の交際費とかで使える、サラリーマンはそういうことはできない、こういう点で何となく個人というものは、税金がサラリーマンの場合は非常に重い、そういう感じを持つているんじやないかと思うんですね。

最近も、たとえばホテル・ニュージャパンの井氏の脱税問題とか、あるいは三越の例の脱税問題、こういうような問題は、実はほかの事件から波及して脱税しているということが明らかになつておるわけで、あいつのを見つけてみると、ほとんど大口で、たまたまああいう人は見つかつたから悪かつたようなものの、何かそういう印象を一般サラリーマン、庶民は持たざるを得ないわけです。こういう点も、執行面においてもこういう公平な執行をしていくということは、国民の納税に対する気持ちを育てる上にも、私はこのような脱税的な行為は厳重にできないよう制度にしていかなくてはいけないと思うんですけれども、こういう点については大蔵大臣としては特に今後何かお考えを持っておるのかどうか、これを承ります。

○国務大臣(竹下登君) これはクロヨンでござりますとか、御指摘のように、あるいはトーゴーサンでござりますとか、そういう言葉が存在しておる。その言葉が存在しておるという事実は、最も正確に把握される給与所得者から見た場合、税の

いますが、今後ともこの基本的な制度をなくしてしまつということは考えていない。あくまでも一時的に停止をさしていただく、制度は維持していくたいと考えておりますし、また財政審の御指摘の提言につきましては、大臣の記者会見、その他あらゆるP.R.の機会にそいつたことをお話しをいただくとか、そういうことで国民の理解を得たいと考えております。

○塙出啓典君 これは大蔵大臣にお尋ねいたしましたが、確かに早く財政再建をして、国債がどんどん減つてくる、こういうような状況になれば國民も安心できると思うんですがね。けれども、なかなかそういう状況にはならないわけで、またこの繰り入れ停止の処置も今年度限りで、来年度は繰り入れるんだということも、いまの段階ではなかなか約束できないんじゃないでしょうか。五十八年度は必ずやる、今回の法案は五十七年度限りと。そういうことは断言できますか、いまの段階で。

○國務大臣(竹下登君) これは予算編成の最終段階に来ておる、そこで明確に申し上げるといふの

にはタイミングがやや適切でないとも思うんであります。要するに五十六年度に整理基金からお借りしたものを、五十八年は、当然のこととして、法律上お返ししなきやならぬ。そういう時期でありますだけに、それに見合うとかいうような考え方じやございませんが、五十八年同じ措置をやらしていただかなければならぬのかなど。ならぬのかなというよりも、やらざるを得ないだろうという考え方になつておるということを率直にこられは申し上げるべきであると思います。

○塙出啓典君 だから、われわれもそうだと思います、実際ね。だから、私はそれはそれでやむを得ないんじやないかと思うんですが、それならば国民の皆さんに本当に信頼していただけるものは何

かといえば、これは恐らく、この財政制度審議会の答申の中にも書いていますように、「将来における大量の公債償還にどのように対処するかについて、中長期的視点に立った検討が必要である」

と。だから、来年無理をして国債整理基金への繰り入れはやると当初予算にはあっても、また補正とことしのように、見込み違いでしたということで繰り入れ停止を五十八年度も行うと。こういふような計画、見通しの悪さでは、國民の信頼も非常になくなってくるんじやないかと思つんです。そういう意味では、先ほどから申しましたよに、財政再建の中長期的な計画を、しかも政府としての責任のある、余りしょっちゅう変わるもので、ことしのまま、何ヵ年間とか、何ヵ年間とか言わないで、こういった計画ではなしに、本当に実現可能であり、また必ず実現していく、そういう計画をぜひつくつて、そうして国債に対する國民の信頼を崩さないよう、政府としても努力をしていただきたい、このことを要望しております。

この制度につきましては、実際現在のような特例公債を発行しているときに償還財源を積み立てること、そして新たなる借り入れあるいは公債をふえる、それはまた将来の償還のための財源を利子を支払って蓄えるということで非常に不合理であるという、こういうような意見もあるわけではあります。しかし大蔵省としては、この制度については今後とも維持する、あくまでも繰り入れ停止という処置は臨時異例の処置であつて、この制度は維持していく方向である。このように理解してよろしいのかどうか、これを伺つておきます。

○國務大臣(竹下登君) いま、いみじくもおっしゃいましたように、きょうまで私は、臨時異例の措置として五十七年度この措置をとらしていた

だいた、こういう御説明を申し上げておるわけで

すね。そうすると、いま、塙出さんの御質問に対し

て、五十八年も同じような措置をとらざるを得ない、私はこう申しました。

そうすると、二度になると、臨時異例といふこ

とはイーゼーに出すべきものでないという考え方から、とにかく毎年毎年法律を出しておる。したがつて、今度の場合も、ことし一年です、今度は

五十八年度にもということで、毎年毎年この法律

を出して、当分の間とか、何ヵ年間とか言わない

その姿勢が内に對する一つの戒めの姿勢ではないかと、こういうような考え方を自分なりに自問自

答しておるところでござります。

したがつて、確かにこの減債基⾦制度というものは、これはそもそも公債政策を始めまして、それを会社のバランスシートのごとく見てみますと、償還とそして新たな借り入れあるいは公債

と比べてみると、ある意味においては、新しい

公債は、結果として、バランスシートを見る限りにおいては、償還のための財源としてそれを調達

しておる。こういうことが、バランスシートを見るとそう感じられてくる。それは公債政策というものの一番大きな基本的な矛盾だと思つんであります。

したがつて、私は、いろんな事情がございまして、この減債基⾦制度というものはやっぱり維持していくべきものだと。まさに五十七年にやらしていただきたいといまお願いしているわけです。五十八年もやらざるを得ませんと、こう申し上げておる。その二つの問題を考えながら、みずから

イージーになつてはいかぬなど。そうすると、減債基⾦制度そのものは、これは堅持すべきものだ

という考え方方に立つて率直な感想を披瀝いたしました。

○塙出啓典君 政府は、五十六年度の赤字決算の

処理に当たりまして、国債整理基⾦から二兆二千五百億円を借り入れたわけであります。今回また

一兆一千九百八十四億円の繰り入れを停止し、五

十八年度もどうも繰り入れ停止の方向である。そ

ういうことになりますと、国債整理基⾦について

のこういう一連の処置は現在の減債基⾦制度を根

幹から覆すことになると思うのですが、今

後、いわゆる減債基⾦に積み立てて、そうして償

還の財源を平準化していくという考え方で非常に

崩れてくると思つんであります。政府としては、今後の国債の償還というものはどういう見通しでありますか。いまさつきの御答弁では、昭和六十年ごろまではあるようですが、それから以後

はもう財源がなくなりますと。結局、諸外国と同

じように、減債基⾦なしで償還を行う、そういう

ことを考へておるのかどうか、その点はどうです

か。

○國務大臣(竹下登君) いま御指摘がございまし

たように、減債基⾦制度は維持する、こう申します

た。そこで、五十八年度予算編成に当たつて、一

つの素人考えとして、五十六年お借りしたもの

返さない、延期するための法律案というものを出

したものをお出ししようとして、予算編成の

方法ではある。しかし借りたものは返すという法

律に基づいて、まずその行為だけは行うべきだ、

こういう結論に達しまして、五十六年はお借りし

たものはお返ししようということで、予算編成の

作業の終局を迎えたつあるという状態であります。

そこで借りたものだけは返すというだけの姿

勢はとつた。繰り入れるものは五十八年もひとつ

勘弁願おう。そういうある種の選択、異質な問題

でございますが、国債整理基⾦というもののもの

金の出入りからすれば、ある種の選択というもの

が結局そういう結論になつたということでありま

す。

したがつて、先ほど來の議論のように、まずある間はいい、しかしながらたたらどうするか。それは直ちに一般財源で全部いわゆる税収等でやるのか。またはその返すための借換債の問題が先ほど議論になつておりますが、これは個人個人に渡るものを借りかるわけではございませんけれども、そういう問題も、いま念頭にあるわけではございませんが、中長期の場合に議論としては

出てくるかもしらぬ。

結局、これは中長期の視点を眺めながら本当に

各方面の意見を聞いて、その大量償還の始まりま

す時期をめどに、この中長期の考え方で償還方法

というの話を詰めていかなければならぬ問題だ。

いま直ちに特別な新しい新税をもつて充てるべきものですが、あるいは借換債でやるべきものでありますとか、そういうことを言う段階にはもとよりありませんが、したがって、当面はどうするか。やっぱり発行そのものを減額して姿勢を示すところから始めるべきだというのがいまの率直な心境であります。

○塩出啓典君 今年二月大蔵省が明らかにいたしました「国債整理基金の資金繰り状況についての仮定計算」によりますと、負担平準化のための予算繰り入れを行わない限り基金の余裕金残高は六十二年度でゼロになるわけがありますが、ところが、先ほど申しましたように、繰り入れ停止、そういうようなことになりますと、また昨年の一般会計へのこの赤字分の穴埋めに回すと、こういうようなことになりますと、六十二年度余裕金ゼロはもつと早い時期に到来するんじゃないか、このよう思うわけであります。

十二年度でゼロになるわけありますが、ところが、先ほど申しましたように、繰り入れ停止、そういうようなことになりますと、また昨年の一般会計へのこの赤字分の穴埋めに回すと、こういうようないふなことになりますと、六十二年度余裕金ゼロはもつと早い時期に到来するんじゃないか、このよう思うわけであります。

したがって、今回一兆二千億の繰り入れ停歟を行ふということになりますならば、当然この資金計画と申しますか、国債整理基金の資金繰り状況がどのようなことになるのか、これを私は当委員会にも資料として提出すべきである、このように思ふわけであります。政府の見解はどうですか。

○政府委員(窪田弘君) この二月にお出しをいたしました仮定計算は三つ変わる要素がございました。第一は、五十六年度の穴埋めのために決算調整資金へ二兆二千五百億円ほど繰り入れたことにによる余裕金残高の運用できる部分が減りますので、運用益が減るという影響でございます。第二は、補正予算で国債を追加発行いたしました、三兆九千億円ほど発行いたしました。そのため、定率繰り入れとして増加する額が将来ふえてまいります。第三に、今回の定率繰り入れの停止によつて余裕金残高が減る。この三つ大きく減る要素がございます。

これにつきましては「ごく概算をいたします」と、大体六十一年度末まで余裕金残高があるというそなことは変わりございません。お出した資料に

ありますと、六十一年度末に二兆九千九百億円の残高が残ることになつておりますが、試算いたしまますと、大体これが一兆四千億円ほどになります。

また、国債を今回追加発行いたしますことによつて、将来、五十八年度以降六百億円ほど定率繰り入れが毎年増加をいたします。また余裕金残高が落ちることによりまして、運用益が毎年度千億円ぐらゐ減る要素がございます。

いずれにしても、五十八年度予算の編成にかかるおりますので、この五十八年度予算の結果をも取り入れまして、来年度の予算編成の御審議に間に合うように、改めてきちんと計算をお出しをさしていただきたいと存じます。

○塩出啓典君 近い将来基金残高がゼロになつた場合、国債の償還と利子の支払いは、国債整理基金を素通りして、実質的には一般会計の国債費といふ形となり、国債償還がピークとなる昭和六十五年度について見ますと、現金償還額八兆三千七百億円、利子支払い費九兆円、合計十七兆三千七百億円、こういうように上ると解釈していいのかどうか。

○政府委員(窪田弘君) 大まかな傾向としてはそ

うでございますが、五十九年度にまた国債を出し

たりいたしますので、その結果また若干数字は動いてくると思いますが、まあそういった程度の大

きな額であるという事実は変わりございません。

○塩出啓典君 最後に、これは最後の質問でございますが、将来の国債費は、本年二月段階での政

府資料によるものでありますと、いまお話がありま

す。

さて、近い将来天文学的数値に達する国債の償

還について、大きくしかかっているのは赤字国

債の償還であります。赤字国債については、特例

法によって借換債を発行しないことが明記されておるわけですが、巷間、借換債発行に追い込まれる羽目に陥ることは間違いない、このように言われておるわけであります。

大蔵大臣にお尋ねをしたいわけであります。

赤字国債の借りかえはしないという方針を堅持し

続ける考え方であるのかどうか。また、借りかえな

いのであるならば、乏しい財源の中から膨大な償

還財源をどのようにして調達していくのか、その

方途を明らかにしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○國務大臣(竹下登君) まず、一つの問題でござ

りますが、法の示すこと、赤字国債の借りかえ

ということはしないという方針を貫いていきた

い。で、塩出委員は、さようしからば、あるいは日

銀引き受けでも考えてもらひのではなく、こう

いうようなお考えの上に立つての御質疑かとも思

うであります。財政法五条の定めによつて、

これは守つていくべき根幹であるというふうに

思つております。

されば、いかなる財源をもつてこれに充てるか

という具体的な計画を示せと言われますと、結局、

五百億円、利子支払い費九兆円、合計十七兆三千七百億円、こういうように上ると解釈していいのかどうか。

○政府委員(窪田弘君) 大まかな傾向としてはそ

うでございますが、五十九年度にまた国債を出し

たりいたしますので、その結果また若干数字は動

いてくると思いますが、まあそういった程度の大

きな額であるという事実は変わりございません。

○塩出啓典君 最後に、これは最後の質問でござ

いますが、将来の国債費は、本年二月段階での政

府資料によるものでありますと、いまお話がありま

す。

○塩出啓典君 終わります。

午後一時四十二分開会

午後零時三十六分休憩

午後零時三十六分開会

一一

○政府委員(建田弘君) 従来のお話でござりますが、中期展望は六十年度までの試算を一応しておりますが、その元本はまだ具体的な二数字をは

じりまして、その先まで、身にまた具合白は、數多うにしておりません。したがつて、そういう方針をして申し上げていただけで、具体的にこうするというところまでは言つておりますんで、

○近藤忠孝君 ですから、一つの試算であつて、端的に言えば、一つの願望でもあつたと思うんです。

は国債償還財源に揮発油税を特定したがとか
こういう提案をいたしました。

このときの大蔵大臣は竹下さんでありまして、
大臣としてこの提起をどのように検討いたしまし
たか。

設公債しか出していなかつたころの率でございまして、その後特例公債を出すようになってこれをどうするかということは、財政制度審議会でも議論がございまして、特例公債を出しながら特例公債

たが、和議が利害調整を目的とするものと見て、そのは、税制調査会というのは常置されておつて、それが奇想天外だと仮に思いましても、国権の體高機関たる国会で議論された問題だけは少なくとも、こういう問題が議論されましたという報告は絶えずすべきである、こういう精神で今日まで来ているわけです。

本質的に言つて、一般財源で返すべきものを新たなる特定財源をもつて振りかえる、こういううとで問答しましたのは、それは漏れなく報告いたします。それが特別の議題には上がらなかつたんじゃないかなと、こう思つております。

○近藤忠孝君 私がお聞きしたいのは、この問題

○御答申もいたいでおりますので、特に率を上げることは考えていないわけでございます。
○近藤忠孝君 次の問題に入りますが、来年度の問題で、午前中の質疑にあつたのですが、私ちよつと公選法特別委員会に出でおりましたので、正確に聞いていいないので確認いたします。
来年度の定率繰り入れは、決算調整資金からのお返済の方を結局は優先させるということになつて、来年度の繰り入れはやはりむかしかろうと、こういうことに結果的にはなるわけですか。
○國務大臣(竹下登君) 結果的にはそのとおりでござります。

金を納めてそれがかかるといふが、どうもよくし
至つてゐる、こう指摘をせざるを得ないわけです。
そうしますと、これではサラ金地獄に落ち込んで
夜逃げや自殺に追い込まれているサラ金被害者
いまその法棄は当委員会に継続していきますけれど

も、それと余り実態変わらぬじやないか。実際どうういう状況だつたんじやないかと思ひますけれども、その辺についてはどうですか。

そういつた世界経済の低迷とか、いろんな事情でございました。五十六年度からギャップが生じました。

○近藤忠孝君　外国のせいによくするので、そろそろするなということは、たとえば本会議なんかの不規則発言でもよく出でているところだと思つんであります。

それで、問題は、これは五十五年四月十八日の大蔵委員会でわが党の佐藤昭夫委員が、具体的にこういう状況から脱却するための方策を二つ提示しています。

一つはいま言った百分の一・六の繰り入れ率をもつと高率にすべきではないか、それから第二に

されたのか。二年前ですけれども、ひとつ思い出し
て御答弁いたきたいと思います。
○国務大臣（竹下登君） 奇想天外という表現、要
するに特定財源でございますから、特定財源を基
たなる特定財源にするという意味においてはあそ
う種の奇想天外のような感じで聞いておったことは
事実であります。

ガソリン税の問題もございますが、しかし国債発行というのはいわば税金の先取りみたいなものでございますから、返すときはやはり一般財源で返すべきものであろうと思います。

○近藤忠孝君 このときの竹下大蔵大臣の答弁を見てみますと、特定財源の問題、「実は私もいま初めて聞いた議論です。したがつて、やはりそれが著しく奇想天外なものでない限り、それなりのこととを素直に税制調査会へまとめて報告すべき課題であるというふうには、理解をさせていただいております」と。

と前からなるんですねよ。大平さんの時代にも、そういう質問をしますと、そういう答弁になり、そして五十五年のときにも、結局はそういう答弁が基本なんですね。しかし、それでは、結局国債発行残高がどうなんですかね。

減らないじゃないか、ますます雪だるま式にふっていくんじゃないのか、よほどの決意で返すことを考えなきやだめではないかということで、一つ具体的な提起があるわけですね。

そうなりますと、特定財減の話は、私は不満たりますけれども、それはそれでわかりましたけけれども、もう少し高率の繰り入れをすべきじゃない

か。これは実際どのような検討をし、そしてどうしてそれがいまだに採用されていないのか。(つづけ) 辺はどうですか。

○國務大臣(竹下登君) これは私が申しましたように、法律そのものを一年一年御審議いただくことは、臨時異常な措置であるぞよ、法案の提出者である政府自体もそういう認識の上に立つべきだと、こういうことで当分の間なんということがあります。したがいまして、五十八年もこここの委員会でまた御審議いただくわけですが、さいますが、まさに常態化しないという形での御答弁を申し上げることになろうと思います。

五十九年をどうするが、こういう問題につきましては、いまのところそれを三度目やるというところは念頭にはございません。

○國務大臣(竹下登君) これは私が申しましたように、法律そのものを一年一年御審議いただくことは、臨時異常な措置であるぞよ。法案の提出者である政府自体もそういう認識の上に立つべきだと、こういうことで当分の間なんということがあります。したがいまして、五十八年もこここの委員会でまた御審議いただくわけですが、さいますが、まさに常態化しないという形での御答弁を申し上げることになろうと思います。

五十九年をどうするが、こういう問題につきましては、いまのところそれを三度目やるというところは念頭にはございません。

○近藤忠孝君 その答弁はどうもたてまえ上の答弁で、いまそんなことを言えないから言つていいるだけれども、しかしそのときになつてみなきやわからぬといふようなことで、断じてしない、こういう決意があるのかどうか、これをちょっと疑わしく思うんですね。

というのをやへりすと前からそうなんですよ。これは昭和五十年に当時剩余金がかなり出ましたね。二分の一を五分の一にしてくれということで、そのとき私、指摘したんだけれども、まず返すことを先にやつたらどうかと言つたら、これはそのときの異例特例の措置でござりますので何とかそれをと。結果的に数字を合わせれば同じなんですよと、出て行く関係からいいますとね。そういうようなことで、返すことを怠つてしまつたわけです。

○國務大臣(竹下登君) これは来年度の経済見通しを一応三・四%に置こうということで、それを基礎とするのみでなく、もうもの積み上げ方程式で税収見込みというものは立てておるわけですかから、来年度の予算審議をいただくときに、税収の不足があるかもしれませんと言ふことは、それはできませんが、いわばまさに臨時異例の措置ではあるから、五十九年にまたやりますというようなことのないようにして、御叱正に対しても、私の決意も委員のお考えと同じでありますと、こういうふうにお答えいたしました。

○近藤忠孝君 このことは特例債の借りかえ問題についても、これは先ほどそういふことはしな

いと言つうんですが、私はこれも、なつてみなきやわからぬという問題だつて、大臣の頭のどこかにはあるんではないかと思うんですね。そういう場合、この場合には制度的に違うんだ、断じてやらないと、それはそう断言してしかるべきだと思うんですが、先ほどの午前中の答弁では、いたしませんと、あるいは日銀の引き受けなんというようなことも含めて、いたしませんとというような答弁でしたけれども、私はこれはもつと強い大臣の決意表明があつてしかるべきだ、特にこの特例公債の借りかえ問題ではそつだと思つんですが、どうでしようか。

○國務大臣(竹下登君) 私の決意は御指摘のとおりであります。私の答弁のトーンが幾らか弱いじゃないかと。私は元来やさしい言葉を使ひますのでね。

各方面で借りかえもやむないじやないかとかいう意見のあることも承知しております。それがかなり見識のある人の意見の中にもある。しかしながら、そういう意見があるからといって、それを念頭に置いて事を処するべきではない。だから決意を示せとおっしゃれば、委員御指摘のとおりの決意で臨みますと。大きな声を出せとおっしゃいましても、その点は元來やわらかい調子でござりますので、御了解いただきたいと思います。

○近藤忠孝君 別にでかい声を出せと申したわけではないんですけども、やさしい声でも結構です。

同時に、大臣は大変な練達の政治家である。ということは、よく言えば練達の政治家で、逆に悪く言えば別の意味もこれは含まれておりますね。やさしい言葉で言つて、あとどうなるのか、こういう意味も私はちょっと持つておるんですね。ですから、そういう点で、特に強い決意をここで表明されたということで私は伺つておきたいと思ひます。

次に、先日答申のあつた五十八年度の税制改正に関する政府税調の答申に關して伺います。

その中で、今後の問題について、「当調査会は、

既に昭和五十五年十一月の「財政体质を改善するための税制上とのべき方策についての答申」において、税負担及び税体系のあり方について幅広く検討する必要がある旨の指摘を行っているところであるが、今や、「こうした観点からの税制の基本的な見直しは避けて通れない喫緊の検討課題となつてゐる」という点がござりますね。これを私は大臣としてどう受けとめているかという点をお聞きしたいんです。

問題は、この中期答申、そこでは課税ベースの広い間接税の導入ということを言つてゐるわけですから、今回の政府税調答申も、事実上この立場に立つて、政府に五十九年度大型間接税導入を求めたものと見るのが私は素直な見方だと思うんであります。大臣はこれをどう受けとめているのか。要するに五十九年度以降ですね、大型間接税を導入するよううに大蔵省、政府に求めておるのかどうか、その点いかがですか。

○政府委員(梅澤節男君) 大臣の御答弁の前に、ただいま御指摘のように、先ごろちようだいたしました税制調査会の答申では、いま委員が御指摘になつた点と、もう一ヵ所触れておられるところがございます。それは、五十八年度においては所得税減税は見送らざるを得ないというふうに方向が出ておるわけでございますが、それに関連いたしまして、五十九年度以降できるだけ早期に所得税の課税最低限や税率構造等について抜本的な検討を行う必要があるという御指摘がござりますが、その抜本的な検討を行つ際には、税制全体の見直しを行つ中で所得税の見直しを行ふと。こういうふうに二ヵ所将来の検討方向についての指摘があるわけでございます。

この点につきましては、これも事実関係として御紹介申し上げるわけでございますが、この答申を總理にお届けになつた後、小倉税制調査会長が記者会見をされました。そこで、公式の記者会見の場で、税制調査会長はこれらの点に触れられまして、来年通常国会が終わつた後できるだけ早い機会にこれの専門の委員会なり特別部会というう

のをつくりて、秋ごろまでに中長期的な税制の姿を、税調としての考え方をまとめたいというふうにおっしゃっておりました。

いずれにいたしましても、この答申をまとめられた過程でわれわれ事務当局はすと審議を伺つてきたわけでござりますが、具体的にいま近藤委員がおっしゃいましたような新しい間接税を念頭において、つまりそれの方針を念頭に置いてこの文章はでき上がつたわけではない。むしろもとと税体系全体を一切の予断なく原点に立ち戻つてもう一度見直すんだ。その場合に、五十五年に出ました中期答申でござりますね、これも一つの考え方であるかもしれないというふうな取り上げ方で進められたというふうに私どもは見ておるわけでございます。

○近藤忠孝君 全体的に抜本的見直しをするということは、確かにのとおりだと思うんですね。しかし言葉としては、「これはそれなりに完結した文章として、ここを読む限りは、大蔵省にこのことを求めていると、私はこう見ざるを得ないわけです。片や、これは大臣自身、増税なき財政再建をうたつた臨時基本答申にこの中期答申は沿つたものだと、こういうことを述べておるわけです。そういうなりますと、ここで大型間接税導入というものが重要な要素を占めてくるわけですね。どうしてもそれが消え去るわけにはいかないわけです。ですから、そのようなものとしてもそのことを考えておられるのかどうか、大臣として、いかがですか。

○国務大臣(竹下登君) 私が前回大蔵大臣を務めておりましたときは、中期答申に基づいていわゆる一般消費税(仮称)というようなものが議論の中心であったわけです。もちろんの問答を重ねながら、結局国会の決議がありまして、財政再建というものは緊要なものであるが、しかしながらそれにはいわゆる一般消費税(仮称)の手法等をとることなく、歳入歳出両面から真剣に検討しろという趣旨の御決議を両院で賜つてあるわけです。したがつて、その精神は今日生きておると、私

はこう思っています。

ただ、そのころ直間比率の見直しという議論がときたま出ました。ところが、直間比率の見直しとは即大型新税と言わねたいわゆる一般消費税(仮称)そのものにつながった。したがつてある種のターミナリティな環境にあつたとも思つてあります。しかしながら、その後の世論の推移から見ますと、直間比率の見直しというのは、これは先進諸国等に比べた場合、議論の場に乘つけるべきであると、こういう環境がそれなりに私は熟して思つてゐると思つてあります。

そういう意味において、私は、当時は精いっぱい、消費税全部を否定されやかなわぬというので、いわゆる一般消費税(仮称)の手法はとりません、しかし消費一般にかかる税制そのものを否定するものではないと、学説でもってそのところだけをガードさしていただいたような、振り返つてみればそんな印象があるわけです。したがつて、これが議論の場に上つて、そつてそれが税調答申等の中でも指摘されなければ一層のこと、われわれ大蔵当局自体としてもそれは検討を真剣にすべき問題である。ただ、これを直接大型、中型、新型と言うのも、これもまた比較対照の問題でござりますけれども、かつて念頭に置いた一般消費税(仮称)という手法につながるものであるといふうには私は理解をいたしておりません。

○近藤忠孝君 聞いておると、何かターミナリティにかくにやぐにやぐにやと崩れてしまうようないことを表明します。

時間が参りましたので、あともう一点。

先ほど梅澤さんが指摘された答申の中で、所得減税問題ですが、所得減税でいろんな考え方がある、景気対策上も必要だという意見もあるけれども、これこれしかじかでやらないといふことになつていまして、私はこれを見まして、本当に景気対策上真剣に考えたのかどうかということを心配せざるを得ないんです。特にその後の新聞報道でも、実質増税になつていまして、ふえた賃金比率より

も増税やその他の負担率が多いということは、これはもうどのようない計算をして明らかに出てくるわけですので、そういう点で消費不況との関係とは即大型新税と言わねたいわゆる一般消費税(仮称)そのものにつながつた。したがつてある種のターミナリティな環境にあつたとも思つてあります。しかしながら、その後の世論の推移から見ますと、直間比率の見直しというのは、これは先進諸国等に比べた場合、議論の場に乗つけるべきであると、こういう環境がそれなりに私は熟して思つてゐると思つてあります。

〇國務大臣(竹下登君) これは消費不況というものが結びついていく、これでは私理解できます。大ざっぱに言つて、アメリカ式景気浮揚と言えれば減税、日本の景気浮揚と言えれば公共事業の増額。一つの歴史的経過の中に、大ざっぱに分けて、そういう感じというのはあつたと思うんです。

そこへもつてきて、日本人の場合、貯蓄性志向が非常に強い。しかも物価も世界で抜けて一番安定しております。そういうことになると、減税効果というものが、人の心情に与える問題は別として、単なる具体的な事象として減税と消費とを結びつけた場合一体どれだけの効果というものがあるだろうか。もちろん、ないと申すわけじゃありません。そういう議論もいたしました。

しかしこの所得税減税を見送らざるを得ないと云ふのは、それはいま厳しい財政事情のもとにあって、従来私の五十四年以來その言葉だけ変わつておりませんのは、財政再建のめどがつくことと、そしてそれに当るべき財源がめつかると云ふことがない減税はできない、こういうことを言つてきておるわけですね。

しかし、それではといって、私も当時党の責任者的一人でありましたが、税制小委員会等で取り上げられ、また本院で當時植木予算委員長の発言

だいた方がいいとか悪いとかいうふうになります。

○柄谷道一君 今まで二つ確認いたしました事項からして、今回の措置は、減債基金制度の根本を搖るがすものでは、これは明らかであります。しかし昭和六十年度以降は、たまにまでの非礼ですから申しませんけれども、そういうものが残つておつた方がよかつたかなという私の印象は今日なおございます。

〇柄谷道一君 最初はきわめて初步的な質問でござりますが、国債整理基金特別会計法第二条の第二項によりまして、国債の元本償還資金として前年度の国債残高の百分の一・六に相当する額を取り入れる、こうしてあります根拠は、建設国債の見合いの資産の平均的な効用発揮期間を六十年と見て、国債の最終的な償還を六十年を経過した段階で行うという考え方から、毎年度六十分の一、すなわち百分の一・六を繰り入れると、こういうふうにしたと解してよろしくござりますか。

〇政府委員(窪田弘君) 建設国債の対象の資産にはいろいろなものがございますが、それを全体として考えますと、大体耐用年数が六十年でござります。ということから、いまおつしやつたとおり六十分の一を定めたわけでござります。

〇柄谷道一君 次の確認でございますが、定期繰り入れの機能でございます。

一つには国債の償還を保障して国債政策に関する国民の信頼を確保すること。第二には償還に伴う財政負担を平準化すること。第三に国債の繰り上げ償還により国債の市価の維持に活用できること。第四に一般財源から一定の額が先取りされるわけでござりますから、これによつて他の支出に充て得る財源が制約されるために、財源の膨張、ひいては国債残高の累増に対する間接的な歴史的背景から協議したままで、こういふなお達しもあつた。そういうことがありますので、むしろそういう客観的な場において議論が続けられることに對しては、政府としてはそれに直ちに尊重しておられます。

この報道記事が正しいとするならば、五十八年度以降もこの特例措置は続くことの可能性がきわめて強いことを示唆されたと受け取らざる得ません。現に、本日の答弁で、五十八年度も特例措置は継続されるを得ないであろう、こう言われたわけです。

異例というのは、一年が異例でございまして、二年続くと果たして異例と言えるかどうか。これ

し、私どももそのように考えております。

○柄谷道一君 今まで二つ確認いたしました事項からして、今回の措置は、減債基金制度の根本を搖るがすものでは、これは明らかであります。しかし昭和六十年度以降は、たまにまでの非礼ですから申しませんけれども、そういうものが残つておつた方がよかつたかなという私の印象は今日なおございます。

質問でも明らかにされましたように、巨額の償還債務でも明らかにされましたが、巨額の償還債務の予算繰り入れが必要になることは明らかであります。

○柄谷道一君 最初はきわめて初步的な質問でござりますが、国債整理基金特別会計法第二条の第二項によりまして、国債の元本償還資金として前年度の国債残高の百分の一・六に相当する額を取り入れる、こうしてあります根拠は、建設国債の見合いの資産の平均的な効用発揮期間を六十年と見て、国債の最終的な償還を六十年を経過した段階で行うという考え方から、毎年度六十分の一、すなわち百分の一・六を繰り入れると、こういうふうにしたと解してよろしくござりますか。

〇政府委員(窪田弘君) 建設国債の対象の資産にはいろいろなものがございますが、それを全体として考えますと、大体耐用年数が六十年でござります。ということから、いまおつしやつたとおり六十分の一を定めたわけでござります。

〇柄谷道一君 次の確認でございますが、定期繰り入れの機能でございます。

一つには国債の償還を保障して国債政策に関する国民の信頼を確保すること。第二には償還に伴う財政負担を平準化すること。第三に国債の繰り上げ償還により国債の市価の維持に活用できること。第四に一般財源から一定の額が先取りされるわけでござりますから、これによつて他の支出に充て得る財源が制約されるために、財源の膨張、ひいては国債残高の累増に対する間接的な歴史的背景から協議したままで、こういふなお達しもあつた。そういうことがありますので、むしろそういう客観的な場において議論が続けられることに對しては、政府としてはそれに直ちに尊重しておられます。

この報道記事が正しいとするならば、五十八年

は通例になつてしまつたわけでござりますが、五十九年度以降、ただいま同僚議員の質問で決意は述べられたんですが、その確信には触れられなかつたわけですね。仮に三年以上もこれが続くということになりますと、答弁の上では減債制度は堅持する、こう言いましても、それは言葉だけで、少なくとも減債制度というものは形骸化いたしまして、決して臨時異例の措置とは言えないと、事態になる、こう思われるわけでござります。五十九年度以降の方向について、再度確信を含めてお答えをいただきたい。

○國務大臣(竹下登君) 確かに、いま新聞記者会見の御指摘がございましたが、本委員会でも申しましたように、五十七年まさに臨時異例の措置である、そうして五十八年に対しましては、その当

時大変悩んでおりました。

それは申すまでもなく、五十六年のときにお借りしたのを少なくとも返すというのがまず先ではないだろうか、国債整理基金という箱そのものを対象にいたしました場合。そうすると、いろいろな関係で財源不足の場合、仮に国債整理基金というものを念頭に置いて考えれば、やはり返すのが先だというふうな考え方には結論としては到達いたしましたし、したがって、きょうこれから最終的な詰めに入るわけでござりますが、予算の歳入の中身の中に五十八年も定率繰り入れは停止させていただきたい、五十六年度の分はこれは返させていただきます。

一方で、一年国会でと申しましたのは、異例の措置といふのは、当分の間というような感じでやるべきものではなく、あくまでも一年一年国会の審議を経てやるべきものであるという精神が貫かれなきやならぬという意味で申しました。しかし、御指摘のように、そもそも特例公債も毎年やつておるんですから、これが毎年続くと異例が通例になる、常態化する、この議論は私もわからぬわけじやございません。したがって、五十九年以降の問題、こうしたことは過去においても隨時とられ

たことはあるにいたしましたが、これはやらない、こういう決意で臨まなければならぬと思つております。

○柄谷道一君 内閣のこの異例という言葉がなかなかわからんんですね。私、たとえば昨年も鈴木前総理に対し人事院勧告を完全実施できなかつたことに対して質問しましたところ、今年限りの異例の措置である、来年はどうですかと言つたら、尊重する、こう言われたんですが、ことしもまたその異例が続いた。今回の繰り入れ停止も、ようや五十九年度に再び政府がこれを出してこちらは政府の姿勢を見守りたい、こう思います。大臣の決意はわかりました。

そこで、予算委員会に提出されました「定率繰

入等の停止に伴う財政事情の展望」、これの仮定試算というものを詳細に分析させていただきました。本日は質問時間が短いので、その内容に触れることは避けたいたいと思いますが、読めば読むほど、私の得ました分析結果は、今回の措置は、当面の財政の苦しさはこれによつてしのげるが、しかし

六十一、六十二年度以降にこの負担を先送りしたことなどではないと思いますが、それが通例として続

くあります。一方的な信じ方になるかどうか、これら寄与するものではない、こう読み取るほかはない

と思いますが、そのような認識で間違ひございませんね。

○政府委員(窪田弘君) 将來、予算繰り入れが増加するという意味では、そういうふうに見ることも可能かと思いますが、ただ、ことしこの定率繰り入れを続けようとして、特例公債の増発といふ結果にならざるを得ないという意味ではやはり負担の先送り。ことしました新たな特例公債を増加すれば、それもまた負担が先にくるわけでござりますから、私どもは必ずしもそういうふうに考えていいわけござります。

○柄谷道一君 じや問題の視点を変えて大臣に御質問いたします。

昭和五十四年の十二月十九日、財政制度審議会

が報告を提出いたしております。その中には、「既

行制度以上の積立てを行つべきであるとする意

見」と、「少しでも特例公債の発行額を縮減すべき

時に多額の特例公債を発行しつつ将来の償還に備えて国債整理基金に財源を積み立てておくことは不合理的であり、現行の減債制度を見直すべきであるとする意見」、この両論が併記された後、その結

論として、「両者の考え方には、それぞれ一応の理

由があるとはいえ、これらを含めて前述したよ

う本制度を設けた各種の事情をも総合勘案され

ば、基本的には現行の減債制度の仕組みはこれを維持するのが適当であろう。」、こう結んでいます。

この財政審報告の考え方には、今後とも政府は堅

持していかれますか。

○政府委員(窪田弘君) 大臣の御答弁の前に

ちょっと説明をさせていただきますと、五十四年

の答申のときに、実は財政審の中で大議論がございました。なかなかまとめられなかつたわけですが、それはいま御指摘のよう二つの意

見がございました。そこで、いわばその折衷案と

して「基本的には」という文言で両者の御意見の折衷が図られたわけでござります。

それはそのとき、五十九年度までに特例公債か

ら脱却するという政府の決意を背景として、いつ

までも特例公債をどんどん出していくわけではな

いんで、この制度を維持しつつ特例公債の減額に

努力する、それならば基本的にいまの制度を維持

すべきではないか、こういうことでございました。

そこで、結局今日、本年十月二十七日の報告に

ござりますように、「今後とも現行の制度は維持

すべきものであるが、財政状況等により一時これ

を停止するなどの措置をとることもあながち否定

されるべきものではない」という趣旨

にこの「基本的」という言葉を解そと。そこで、

五十七年度の定率繰り入れを停止することは、

「減債制度についてのこれまでの当審議会の考

方に反するものではないと考える。」と、わざわざ

五十七年度の御答申と今回の御答申との関係につ

いて御議論がございまして、今回の御答申の中には

そういうふうに触れられているわけでございま

す。

○柄谷道一君 この二年にわたる答申を見まし

て、「基本的に」という解釈は今回の財政審でた

だいま述べられたような見解に一致したと。しか

し、それはあくまでも一時的に「例外的」の

緊急避難の措置であつて、これが通例として続く

ということまで容認する趣旨ではない、こう読み

取るのが正しい読み方ではないかと、こう思つん

ですが、これは大臣そのとおりですね。

○國務大臣(竹下登君) 私もそのとおりであると

理解しております。

それで、本院においても、いま柄谷さん

おつしやつた問題、そして財政審で議論された問

題等振り返つてみると、赤字公債がゼロになる

までは、むしろそれは定率繰り入れ自体が矛盾で

はないか、というような議論やらずつときております。

だから、そういうもうろろの議論が五十七年、

そして今度は五十九年度予算の基礎となるべきそ

の答申において逐次整理されておるというふうに

理解しております。したがつて、あくまでも臨時

異例の措置であるという視点で私はこれをとらま

えるべきであると思っておるんです。

○柄谷道一君 臨調にちよとお伺いしますが、

いま臨調では予算編成のあり方を検討しておる

調第二部会の第三分科会で、私の知るところでは、

予算編成のあり方について、国債整理基金の取り

崩しなど一時しのぎの緊急避難措置はとらない、

第二には国債発行限度を定める、第三に国民に財

政状況を正確に知らせる情報公開制度を確立す

る、この三点が中心となつて議論され、おおむね

その趣旨が臨調答申の中に盛り込まれるであろ

う、こう言われておるわけでござります。

政府が定率繰り入れ等の停止などの一時のぎを繰り返せば、国の歳出削減努力が不徹底になる

というのではないか、こう私は理解しておる根底にあるのではないか、こう私は理解しておる

わけでございますが、臨調で議論された時間もございませんので、簡潔に御披露いた

だきたいと思います。

○説明員(菊地徳彌君) お答え申し上げます。

私どもの分科会、第二部会の第三分科会でござりますが、ここで予算編成、予算執行、それから財政投融资等のあり方につきまして検討しておるこ

とは事実でございます。ただ、まことに申しわけございませんが、目下審議の途上にございまして、

一月の上旬をめどに審議を集中的にやつておる最中でございます。どっちの方向に向かっていくのかというのは、非常にまだ揺れておりますので、

中身につきましてこういう方向であるということを申し上げる段階にないという点だけは御承知おきいただきたいと思います。

○柄谷道一君 中曾根内閣の大きな目玉は臨調答申の尊重でござります。財政審と臨調の答申が食い違うのかどうか、ここはまだわかりませんけれども、大臣、予算編成のあり方等に対する臨調答申が出来ました場合は、これを尊重されますね。

○国務大臣(竹下登君) これはもちろん尊重すべきであると私自身思っております。

予算編成のあり方というのは、そもそもその議論は、私はいわゆる内閣機能の強化の視点かららずついろいろ議論されてきましたし、そういう歴史的経過をいろいろ知った方がまた臨調でも御議論いたいているなど、こう見ておりますだけに、私もどがとてもそんなことはできるものじゃないというような答申が出るとは思っておりませんし、当然尊重すべきことであると思つております。

○柄谷道一君 鈴木前総理が九月十六日の記者会見でこういうことを言っておられるんですね。各

国の制度を見ても、現在定率繰り入れをしているのは日本だけで、西ドイツはないし、米国でも実行されていない、こう述べていらつしやるわけ

でございます。問題の本質を考えておられない逆立ちの論理ではないか、こう私は思うんです。

で、現行制度のいわゆる減債制度の機能は、冒頭質問して、おおむねそのとおりである、こうお答えになりました。いわばこういう制度が存在すること自体が健全なのでございます。ないこと自体が健全と言わなければならない。

そこで私は、何も諸外国の財政制度が健全であるということを披瀝して、わが国がその不健全さに見習う必要は毛頭ない、こう思うんですね。ども、大臣の率直な御所見いかがでございましたよ。

○国務大臣(竹下登君) これは財政の立場からも、来月もござりますが、先進国の藏相会議といふものが、こういう時代でござりますから、頻繁に行われるんで、そういうときに私ども確かに見習うべき点もあると思うんですが、いま財政が経済に果たした役割り等々から考えれば、率直に言つて、そういう会議で印象として受けることは、日本に見習おうとして一生懸命でお聞きにならぬ。ところが、一体私は教える資格があるだろうかと、こういう矛盾を感じながらいつでもそういう会議を過ごすわけあります。したがつて、諸外国にない諸外国の問題をことごとく対象にして論議するという考え方には必ずしも立つ必要はない私も思つております。

○柄谷道一君 ただいまの御答弁からしますと、鈴木前総理は何か思い違いをしてこういうことを言われたんではないかとしか受けとめられないわけですね。

○国務大臣(竹下登君) そのように理解していただけて結構でございます。

○柄谷道一君 時間が参りましたので終わります。

○穂山篤君 具体的にこの法律の話に入る前に、グリーンカードについてお伺いをしておきます。

○国務大臣(竹下登君) そのように理解していただけて結構でございます。

○柄谷道一君 時間が参りましたので終わります。

○穂山篤君 具体的にこの法律の話に入る前に、グリーンカードについてお伺いをしておきます。

○国務大臣(竹下登君) そのように理解していただけて結構でございます。

○柄谷道一君 ただいまの御答弁からしますと、鈴木前総理は何か思い違いをしてこういうことを言つたんだ、だから臨時異例の措置として承認してもらいたいというのが政府の姿勢で当然であるべきであつて、外國がこんな制度をしていいか

いろいろ自由にやるんですと、ううな話をされたのが、ああいうふうな記事になつておりますの云々ということは、ちょっと問題の本質を踏み違えた御発言であるという印象を持つておること

だけは、もう総理大臣やめられましたんで質問の

しようがございませんが、指摘をいたしておきま

す。

そこで、ただいま次長の方から十月二十七日の財政審の答申の内容が披瀝されたわけでござりますが、それが終わつたその当日、財政審の桜田武会長が記者会見をしていらっしゃいます。その記者会見の中で、五十九年度までに赤字国債の発行

をやめることが目安だったけれども、日本の財政が恐慌状態にあることを考へるとそばかり言つています。

これは今後慎重に検討していくべき財政審の会長自身が、すでに赤字国債の借りかえ措置はやむを得ないと、こう述べておられるわけでござります。

また、これは新聞報道でござりますけれども、赤字国債について半分は現金償還する、半分は赤字国債で返済することによって実質的な償還期間はやむを得ないと、いうお考へを持っておられる。

また、これは新聞報道でござりますけれども、大蔵省当局が、六十年度から十年の満期になつた赤字国債について半分は現金償還する、半分は赤

字国債で返済することによって実質的な償還期間はやむを得ないと、いうお考へを持っておられる。

また、これは新聞報道でござりますけれども、大蔵省当局が、六十年度から十年の満期になつた赤字国債について半分は現金償還する、半分は赤

字国債で返済することによって実質的な償還期間を二十年にするという案が有力である、こういう記事も報道されているわけですね。

今回の定率繰り入れの停止等も絡めまして、昭和六十年に、これから財政審で検討されるとはいひ、この借りかえ措置が制度として導入されてくる可能性がきわめて大きい。いま大蔵省としては、国債還政策そのものの転換を検討されていると

受けとめざるを得ないわけでござります。これは今後大問題に発展すると思うわけでござります。

この点に關しまして、大臣のひとつ展望とお考えをこの際明らかにしていただきたい。

○政府委員(建弘君) 大臣のお答えの前に一言説明をさせていただきました。それはこういう状況に私は立ち合つておりました。それはこういう

状況でござります。

全部記者会見が終わつたときに、ある記者が桜田会長の個人的な見解を伺いたいが、こういう問題についてどう考えるかと、気楽な雑談的に聞きました。そのときには会長は、民間の会社じやそん

なことはありやしません、借金をしながら積立金を積むなんてこともないし、また借金の期限が来

れば、そのときは銀行と御相談して借りかえたり、いろいろ自由にやるんですと、ううな話をされたのが、ああいうふうな記事になつておりますの云々ということは、ちょっと問題の本質を踏み違えた御発言であるという印象を持つておること

だけは、もう総理大臣やめられましたんで質問の

いふいろ自由にやるんですと、ううな話をされたのが、ああいうふうな記事になつておりますの云々ということは、ちょっと問題の本質を踏み違えた御発言であるという印象を持つておること

だけは、もう総理大臣やめられましたんで質問の

いふいろ自由にやるんですと、ううな話をされたのが、ああいうふうな記事になつておりますの云々

だけは、もう総理大臣やめられましたんで質問の

うになつてゐるのか、その点をお伺いをします。また、当然のことではあります、不公正税制を正すという意味でこの種の名寄せが行われるわけですが、本来の五十五年に改正をしましたその課税そのものの準備というのも含んでいることは当然でありますので、念を押してそのことについても申し上げておきたいと思います。

○政府委員(梅澤節男君) まずお尋ねの前段の方でございますが、まず、グリーンカード制度は五十八年一月一日以降実施になるわけでござりますが、そのグリーンカードの申請あるいは交付等前段階に必要な手続上の政令並びに省令はすでに公布済みでございます。執行上の準備の問題は国税庁の方から御説明申し上げます。

○政府委員(酒井健三君) 私ども、グリーンカードの準備につきましては、五十八年一月から開始

できるよう所要の準備を進めてきておりますが、その主なものとしては、先生御指摘のような建物を朝霞に建設しております、これは昨年の五月に着工いたしまして、本年十二月に完成をいたしまして、現在舗装等の外回りの工事を行つてゐる現状でございます。

それから電算処理の関係でございますが、グリーンカードを電算によつて処理する計画でございまして、システムの開発の方、これにつきましては昨年の九月に着手をいたしまして、本年の九月に個別のプログラムの開発の完了を見ておりま

す。

その他、私どもの方の機構の整備とか、いろいろの実施についての職員の研修その他は行つております。しかし現在のところ、カードの用紙はまだ印刷はいたしておりません。

そういう状況でございます。

○鶴山篤君 そうしますと、グリーンカード実施についての準備は一〇〇%でき上がつていないと、そういうふうに理解をするわけです。

そこで大蔵大臣、法律の上では明年一月から実施ということになつてゐるわけですが、いまのようないな説明では、これは十分行政措置としては行わ

れでいるというふうには理解できないわけですが、どういうふうにされますか。

○國務大臣(竹下登君) これは私、先般本院の予算委員会におきましてお答えいたしました。そのときは、いわゆる立法府において今日法律案が存在をしておる、そうなれば、法案が通るという可能性に対する期待権とも言えるものが残つております。したがつて、だめになつたらかくいたしますということを前提に置いてお答えするのは、國權の最高機関に対する行政のあり方としてはいかがなものか、したがつて、コメントすることは避けるべきじやないか、こういう趣旨のお答えをしたわけであります。きょうになりますと、いま衆議院の大蔵委員会で廃案ということが、恐らく本会議も終わつてゐるだろうと思ひますが、決定したということになれば、それをいまからここへ出し直してということは、可能性の期待権としてはあり得ないじやないか。こうなりますと、やはりきちんととしたそれに対する対処策といふものを当然やつていかなきやならぬ。

この問題につきましては、いろんなことを検討をしなきやならぬわけでございますが、少なくとも予測される混乱が起きないような措置といふものを見急にこれは国民の前に発表して御安心いたゞくような、御安心といひますか、人によつて安心する人だけしからぬといふ人であるんでございましょうが、國民の理解を得られるような措置そのものを行つよう早急に検討を命じたという段階でございます。

ただ、命じた者も隣におりますので、どの程度検討しておるかということになりますと、まだ定かにお答えするわけにはまいらぬ。私なりにも、政治家でござりますから、その予測の上に立つて多方面、いろいろきよの意見を聞いておりました。が、鶴山先生、このようにしてやりますわといふことをいまここで言える状態にはまだ立ち至つてはいないと、こういうふうに御理解いただければと思います。

○鶴山篤君 結論として、準備が進んでいないと。

当然年が明けますと混亂が生ずる。そのことに付いて政府は十分に責任を感じてもらわなきゃ困る。これは幾ら議論してもこれ以上進まないと思いますが、ただ節目だけはきちんとつけておかなきやならぬというふうに思います。グリーンカードはこれで終わります。

次は、午前中からも議論がありますが、現行の減債制度といふのは昭和四十二年にでき上がつた。もちろん昭和四十一年に約一千億円近い特例公債を発行した。それから四十一、二年、三年になりますと、国債依存度が一〇〇%から三〇%台に危機を感じて減債制度を、ある意味でいいますと、確立したわけですね。それから昭和五十年に入りますと、国債の依存度が一〇〇%台に入つた。非常になってきた歴史的に見ますとそつうことになつてゐるわけですね。

そこで、大蔵大臣の認識をお伺いするわけです。が、昭和五十年から特例公債も非常にふえたわけです。なおかついろんな法律を出しまして財政上のやりくりをしているわけです。五十年から五十七年まであるわけですが、たとえば昭和五十年に決算上の剩余金処理の特例措置といふのをやりました。あるいは五十年度補正で、毎年、地方財源不足対策として、交付税特別会計が資金運用部資金より借り入れられる。将来返済元金の二分の一利子負担の全額を国庫が負担すると。たとえば五十年度はそうです。五十二年、五十三年、五十四年、五十六年、いろんなことをやつてしまりました。私はそこでお伺いしますが、いろいろな方法をとりましたが、わが国の財政構造を強くするといふふうなものは一件もなかつたといふに思うんです。制度的にあるとするならば、せいぜい決算調整資金、そういうもの程度であります。それ以外はほとんど何もない。税金を上げる、手数料を上げる、いろんな増収対策をやってきましたが、過去のいろんな政策、施策というものを客観的に見て、わが国の財政構造を強化するためにいろいろな努力をしてきたといふには私は思えませんが、それでも、私の意見として申し上げておきます。

つじつまを合わせることは非常に上手であつたけれども、財政構造を強くするということには、今までの各種の施策というものは何ら貢献してこなかつたといふに指摘しておきます。中でも後年度負担といふものをたくさんふやしてき

た。その責任も大いに感じてもらわなければなりませんが、その点はいかがですか。

○國務大臣(竹下登君) これは鶴山さんの御叱責と申しますか、御批判、私はそれは受けるべきであると思っております。

決算調整資金、確かにそれなりの機能を果たしておると私も思います。

地方財政と国の財政との経緯について例示されましたが、交付税率が三二・二%になりましたのは昭和四十一年だつたと思います。福田大蔵大臣、佐藤内閣のときであります。その後、地方財政の方から、どちらかと言えば、國が借りておつたという状態が続いておりました。石油ショック後、いま御指摘になりました五十年以降のお話が出来ましたが、今度はそれが逆になりました。交付税率がついまんまでしたので、きょうまたやらなければならぬわけでございます。

その置かれた立場は別といつたしまして、確かに財政が苦しいときには、御批判を受けるようなことに對して、それ一つ一つ弁解しておつても私はいけないと思うんです。だから、新しい財政再建というものは結局、構造的なものの中にもメスを入れなければならぬわけでございます。

その置かれた立場は別といつたしまして、確かに財政が苦しいときには、御批判を受けるようなことに對して、それ一つ一つ弁解しておつても私はいけないと思うんです。だから、新しい財政再建というものは結局、構造的なものの中にもメスを入れなければならぬわけでございます。

ませんし、そのことも財政再建の上で十分配慮しなければならぬ点だと思います。

たとえば昭和五十六年、農林公庫、住宅公庫への利子補給金を圧縮する、約八百億ですね、後年度負担。あるいは交付税特別会計の資金運用部借り入れの返済金の償還方式を変更する。これも六十年以降負担が物すごくふえてくる。それから例の五十六年度決算に当たり歳入欠陥処理で国債整理基金から金を借りた、二兆二千五百億。それから地方交付税交付金の減額留保、これが一千百億円、これも残しております。それから行革国会で出した公的年金の国庫負担の問題についても、約二千億円の後年度負担をしまして、数え上げればたくさんものがあるわけです。

そこで、過去のことを大いに反省してもらおうと同時に、後年度負担をどんどんふやすようになつじま合わせというのは、これは財政再建を口にする以上絶対にやつてはならぬことだといふうに思います。その点どうでしょうか。

○國務大臣(竹下登君) 基本的に考え方是一致しております。そもそも公債政策というものがいわゆる後世の納税者に負担を残すわけございませんから、良心の許容し得る範囲内は、したがつて資産に残る建設公債ではないかと、こういう議論がたびたびやられてきた。それが赤字国債に踏み切らざるを得なかつた。しかし、私はあの第一次石油ショック以来の一つの措置として、日本国民にそれを消化する能力があつたからこそ、メンタルズはいい、こういうことは言えると思うんです。

しかし、それがおのずから限界がきただけに、われわれとしてはまさに後年度負担というのは、後世の納税者にそのツケを回すわけありますから、それをどうして少なくしていくか、なくしていくか、これがやっぱり財政の根本に据わるべき課題であるという認識は一緒でございます。

○鴨山篤君 竹田先生から午前中厳しく指摘がありましたので重複を避けます。しかし、私は財政政

再建の問題について物の考え方を大蔵大臣に聞いておきたいと思うんです。

先日就任のごあいさつを伺いましたが、わが国の財政の厳しいお話をよく説明をされて、あとはがんばりましようという決意表明であつたんです。たまたま前渡辺大蔵大臣が、五十五年七月二十四日当委員会でごあいさつを含めて決意が述べられたんですが、そのときのことを私はいまだに強い印象として持っております。ちょっとそのことを例に挙げながらお伺いします。

これは大蔵大臣がしゃべった部分です。「財政再建の方途は、結局のところ負担の増加を回避するため公共サービスの水準を思い切って低下させるか、公共サービスの維持向上を目指すために負担の増加を行なうか、あるいはこの両者の組み合せによるか、この三つの中から選択をする。やおどかしのような感じの話でありました。

ただ、これでいきますと、収支の回復といふうなものについてのニュアンスが非常に離れているという感じがしてならないわけです。収支を合わせるだけならばいろんな方法があると思いますが、しかし、いまわが国の財政事情、財政構造といふのは、そんななまやさしいものではないというふうに思います。午前中も議論がありましたように、仮に借りかえをいたしましても、利払いや手数料その他を含めて倍々ゲームになつていくわけですね。そういう意味で言いますと、財政再建の基本的な考え方というものを整理整とんしておきませんと、サービスを下けりやいい、あるいは増税をすればいいというような単純な手法に終わる

○國務大臣(竹下登君) この財政再建という問題に対する余力を持つこと、こういうことにならうかと思つてあります。

これは大蔵大臣がしゃべった部分です。「財政再建の方途は、結局のところ負担の増加を回避するため公共サービスの水準を思い切って低下させるか、公共サービスの維持向上を目指すために負担の増加を行なうか、あるいはこの両者の組み合せによるか、この三つの中から選択をする。やおどかしのような感じの話でありました。

ただ、これでいきますと、収支の回復といふうのものについてのニュアンスが非常に離れているという感じがしてならないわけです。収支を合わせるだけならばいろんな方法があると思いますが、しかし、いまわが国の財政事情、財政構造といふのは、そんななまやさしいものではないというふうに思います。午前中も議論がありましたように、仮に借りかえをいたしましても、利払いや手数料その他を含めて倍々ゲームになつていくわけですね。そういう意味で言いますと、財政再建の基本的な考え方というものを整理整とんしておきませんと、サービスを下けりやいい、あるいは増税をすればいいというような単純な手法に終わる

信頼を失わせたということになります。

現に多くの国民は、満期到来の国債の償還が果たして現金で払われるかどうかという心配を持っています。一口で言うならば、国債発行に対する国民の再建は絶望的であります。

以上をもって反対の意見としますが、國民はこれら財政運営の失敗を後代まで國民の負担に転嫁されることにはあくまでも大反対であることを強く表明をして、反対討論を終ります。

○増岡康治君 私は、自由民主党・自由国民会議を代表して、ただいま議題となつております昭和五十七年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案に対し、賛成の意を表明いたします。

昭和五十七年度におけるわが国経済は、世界経済の停滞等を反映して、現在なお景況の明るさを見ることができない状況にあり、その影響を受け、租税収入は、当初予算に対し六兆円台に上る減収が見込まれるに至っております。

このような異例の事態に対処するため、政府は、これまでにも増して、徹底した既定経費の節減、税外収入の確保及び追加財政需要の圧縮を行い、それでもなお避けることができない公債の追加発行についても、公債の厳しい消化環境から見て極力縮減する必要に迫られております。

本法律案は、このような状況のもとに、本年度において当初予定の国債費の定率繰り入れ等を停止し、これにより公債の追加発行を約一兆二千億円縮減しようというものにはなりません。

幸いにして、本措置を講じても、国債整理基金の資金繰りから見て、本年度の公債償還に支障はないものと見込まれております。したがいまして、本措置は、臨時異例の財政状況に対処するための

まことに必
を得ません

要にしてやむを得ざるかのと謂わざる。

国民の信頼を失う道につながり、さらに赤字国債の借りかえにつながることは、必至であると言わ

上回るという事態となり、本
ることとなつたのであります

法案による措置をと

行の歯どめ、財政負担の平準化、資金の活用による国債価格の維持などを機能するわが国固有の減債制度を崩壊させてしまったということであります。一口で言うならば、国債発行に対する国民の信頼を失わせたということになります。

まことに必要にしてやむを得ざるものと言わざるを得ません。

しかし、国債整理基金は、わが国の世界に誇り得る減債制度の根幹として、今後ますますその重要性は高まるものと考えられます。政府は、この政策によって、内債の生息、並に外債の負担を

国民の信頼を失う道につながり、さらに赤字国債の借りかえにつながることは、必ずあると言わなければなりません。国民に増税と福祉後退を押しつけながらこのような財政健全化に逆行する措置は、看過できるものではありません。

上回るという事態となり、本法案による措置をとることとなつたのであります。

このような異例異常の深刻な事態を招いたみずからの責任は棚上げし、そのしわ寄せを財政にひいては国民に強要する政府・大蔵省の態度は無

現に多くの国民は満期到来の国债の償還が果たして現金で払われるかどうかという心配を持っているのは当然であります。また一面、財政の公債依存体质から脱却しようとする政府の意図は今回特別措置によつてますます困難になり、財政の再建は絶望的であります。

以上をもつて反対の意見としますが、国民はこれら財政運営の失敗を後代まで国民の負担に転嫁

減債制度について、その維持・確保に最大限の努力を傾注されんことを要望して、本法律案に対する私の賛成討論を終わります。

○塩出賢典君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました昭和五十七年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案について、反対の討論を行ふものであります。

反対する理由の第三は、政府が国民生活を無視した政策をとり続いていることがあります。不況の長期化に伴い激増する失業者や企業倒産を知りながら、相変わらず帳じり合わせ的な財政政策に固執し、所得税減税を見送るなど景気回復に対しきわめて消極的であります。また財政再建計画も明らかにしないばかりか、大型間接税の導入すら画策しております。これら政府の姿

責任を負ふものと言わざるを得ません

されることはあくまでも大反対であることを強く表明をしまして、反対討論を終わります。
○増岡康治君 私は、自由民主党・自由国民会議を代表して、ただいま議題となつております昭和五十七年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案に対し、賛成の意を表明いたしました。

まず反対理由の第一は、政府が財政再建計画を破綻させたことであります。

政府の経済財政運営の失敗は、昭和五十六年度に引き続き、五十七年度も巨額な税収不足をもたらしたのであります。この巨額な税収不足は、政府も認めざるを得ないよう、五十九年度に赤字赤字国債から脱却するという政府の財政再建計画を完全に皮肉化しておられます。今まで、才媛再建計画を

勢は反国民的と言わざるを得ず、本法案に反対する理由でもあります。

以上をもつて討論を終わります。

○近藤忠考君 私は、日本共産党を代表し、昭和五十七年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案に対して反対の討論を行います。

第一二、国債整理基金への定期繰り入れを停止する理由でもあります。

対処するために行つたにとどまっていることがあります。この措置がとられれば、減債のための原資の枯渇が早まり、特例国債の償還が本格化する六十年代に入った途端に基金の原資がゼロという行き詰まりに直面せざるを得なくなるのであります。これでは国債の償還はもとより、国債政策への国民的言論の確保、才政負担の平準化、才政影響に対する

昭和五十一年度におけるわが国経済は、世界通商の停滞等を反映して、現在なお景況の明るさを見ることができない状況にあり、その影響を受け、租税収入は、当初予算に対し六兆円台に上る減収が見込まれるに至っております。

名のもとに、国民に負担と犠牲を強いながら、簡単に公約を棚上げする政府の責任はきわめて重大であります。しかも、新たな財政再建計画はいまだ何も明示しておりません。財政再建の破綻の責

第一に、自民黨が全くの反対をされてしまうこととなつたのは、今日の深刻な財源難によるものであります。その原因は、政府・自民党が、憲法や財政法の精神にも反した特例国債を含めた大量の国債を返すめども立てずに発行し続けて財

する間接的の歴史的公債の市価維持という本来の役割よりもうては果たせず、いわば減債制度そのものの存在を否定するに等しい暴挙と言わざるを得ません。

このような異例の事態に対処するため、政府は、これまでにも増して、徹底した既定経費の節減、税外収入の確保及び追加財政需要の圧縮を行い、それでもなお避けることができない公債の追加発行についても、公債の厳しい消化環境から見て極力縮減する必要に迫られています。

任を明確にしないままその場しのぎの定率繰り入れの停止をする政府の態度はどうてい納得できません。

政を危機に陥れたこととあわせ、昭和五十六年度補正予算、五十七年度予算で過大な税収見込みの粉飾を行つて巨額の税収不足を生み出したことがあります。この過大な税収見積もりについては、わが党はもちろん、多くの識者や福田元総理などまでもが指摘していくところであります。

本法律案は、このような状況のもとに、本年度において当初予定の国債費の定率繰り入れ等を停止し、これにより公債の追加発行を約一兆二千億円縮減しようというものにはかなりません。

幸いにして、本措置を講じても、国債整理基金の資金繰りから見て、本年度の公債償還に支障はないものと見込まれております。したがいまして、本措置は、臨時異例の財政状況に対処するための

政府は、本来わが国財政法では認められていない赤字国債を昭和五十年度に発行して以来、法人税の年度区分の変更や歳入欠陥を国債整理基金から借り入れで埋め合わせるなど、その場しのぎの糊塗的な方法で財政をゆがめてまいりました。今回の国債整理基金への定率繰り入れの停止もその一環であるとともに、将来国債償還のための財源を取り崩してしまうことであり、国債に対する

ところが、わが党議員の質問に対し、鈴木前理は税収見積もりは最善のものと開き直り、国民を欺こうとしたのであります。その結果、昭和十五年度では補正後二兆八千八百億円、当初比では三兆三千三百億円もの税収不足を発生させ、決算に当たってこの国債整理基金から二兆二千五百億円を借り入れるという不始末を引き起こしております。今年度は税収不足の規模が実に六兆円で

も及ぶ国債費の全額が毎年の予算で先取りされるのであります。自民党悪政の遺産が、福祉や教育の切り捨て、増税、高負担として国民にツケ回しされることは明らかであります。

人課税（事業主報酬）制度の期限延長に関する請願

十二月二十四日本委員会に左の案件が付託された。
（予備審査のための付託は十一月十八日）
一、昭和五十七年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案

第九十六回国会大蔵委員会会議録第十五号中正
誤

六一一段行化誤福正

昭和五十八年一月十日印刷

昭和五十八年一月十一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局